

豊後高田市障がい福祉計画(第7期)

豊後高田市障がい児福祉計画(第3期)

令和6年度 ~ 令和8年度
(2024年度 ~ 2026年度)



令和5年度きらきら作品展展示作品

令和6年3月
豊後高田市

はじめに



豊後高田市では、平成28年3月に策定した豊後高田市障がい者基本計画（平成28年度～令和7年度）の基本理念である「障がいのある人もない人もすべての人が、ごく自然に社会づくりに参加できる平等な地域社会の実現」に基づき、様々な関係機関と連携しながら障がい者施策を推進しております。

また、令和2年3月には、「豊後高田市手話・点字等障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の普及及び利用促進に関する条例」を新たに制定し、意思疎通や情報の取得がしやすい環境を整備することにより、障がいの有無にかかわらず全ての市民が心を通わせ安心して暮らすことができるための様々な啓発や取組を進めているところでございます。

一方、障がい者を取り巻く環境は、少子高齢化の進行、抱える課題やニーズの多様化・複雑化、また新型コロナウイルス感染症の発生による新たな生活様式の実践など大きく変化しております。

このたび、こうした環境の変化や前期計画の成果および課題を踏まえ、障がい者施策のさらなる充実をめざし、「豊後高田市障がい福祉計画（第7期）」「豊後高田市障がい児福祉計画（第3期）」を策定いたしました。本計画を実効性のあるものとするためには、行政だけでなく、市民、事業者、関係団体等の皆様の連携や協働は欠かせないものでございます。引き続き、個々に応じた切れ目のない支援を総合的・計画的に推進するとともに、地域で支え合う「共生」のまちづくりを全力で進めてまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました豊後高田市地域自立支援協議会の皆様をはじめ多くの関係機関及び市民の皆様、またアンケート調査にご協力いただいた皆様方に心から感謝を申し上げ、策定にあたってのご挨拶といたします。

令和6年3月

豊後高田市長 佐々木 敏夫

<目 次>

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 障がい福祉に係る法制度等の動き	3
3 計画の位置づけ	5
4 計画の期間	6
5 計画の基本的方向性	7
6 計画の策定体制	9
第2章 市の現状	10
1 人口等の推移	10
2 障がい者の現状	11
3 障がい福祉サービス等の利用実績	15
第3章 計画の成果目標	19
1 福祉施設入所者の地域生活への移行	19
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	19
3 地域生活支援の充実	20
4 福祉施設から一般就労への移行等	21
5 障がい児支援の提供体制の整備等	23
6 相談支援体制の充実・強化等	25
7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	26
第4章 福祉サービスの見込量と確保のための方策	27
1 障がい福祉サービス	27
2 障がい児福祉サービス	35
3 地域生活支援事業	37
第5章 計画の推進体制	44
1 適正な障害支援区分認定	44
2 人材の育成・確保やサービスの質の向上	44
3 計画推進に向けての具体的方策	44
4 計画の進行管理	45
資料編	46
■豊後高田市地域自立支援協議会設置要綱	46
■豊後高田市地域自立支援協議会委員名簿	47
■豊後高田市障がい福祉のためのアンケート調査の概要	48

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の趣旨

近年の障がい者人口の増加や共働き家庭の増加、社会全体のICT化、新型コロナウイルス感染症への対応を含むライフスタイルの変化、さらには障害者権利条約の批准等により、障がい者及びその家族に必要とされる支援が複雑化・多様化しています。

国では、こうした障がい者を取り巻く環境の変化に対し、ここ数年だけでも「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」(医療的ケア児支援法)の制定(令和3年)、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)の改正(令和4年)、「児童福祉法」・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)の改正(令和4年)、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)の制定(令和4年)等の対応を行ってきました。

これらのうち、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」では、都道府県が「医療的ケア児支援センター」を設置することが規定されたほか、「児童福祉法」の改正では、児童発達支援センターが地域における障がい児支援の中核的役割を担うことが明確化されています。また、障害者総合支援法の改正では、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター、緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う生活支援拠点等の整備が市町村の努力義務とされています。

さらに令和5年、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するための施策を推進する国の基本計画である「第5次障害者基本計画」が策定されています(令和5年3月閣議決定)。

本市では、平成28年3月に、平成28年度から令和7年度(10年間)を計画期間とする「豊後高田市障がい者基本計画」(以下「基本計画」という。)を策定し、「障がいのある人もない人もすべての人が、ごく自然に社会づくりに参加できる平等な地域社会の実現」を基本理念におき、総合的、計画的に障がい者施策の取組を進めています。また、令和2年3月には「豊後高田市手話・点字等障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の普及及び利用促進に関する条例」を制定し、障がいに対する理解促進や環境整備に取り組んできました。

このたび、「豊後高田市障がい福祉計画(第6期)・豊後高田市障がい児福祉計画(第2期)」が令和5年度に計画の最終年度を迎えることから、本市における現状や国・県の動向も踏まえ、「豊後高田市障がい福祉計画(第7期)・豊後高田市障がい児福祉計画(第3期)」(以下「本計画」という。)を策定するものです。

(2) 障がい福祉計画第7期・障がい児福祉計画第3期の策定に関する基本指針の概要

障がい福祉計画第7期・障がい児福祉計画第3期の策定に関しては、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(国の基本指針)が令和5年5月に改正されています(子ども家庭庁・厚生労働省告示)。今回の見直しの主な事項は、以下のとおりです。

- ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
 - ・重度障がい者等への支援に係る記載の拡充
 - ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し
- ②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
 - ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定
- ③福祉施設から一般就労への移行等
 - ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
 - ・一般就労中の就労系障がい福祉サービスの一時利用に係る記載の追記
- ④障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
 - ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
 - ・障がい児入所施設からの移行調整の取組の推進
 - ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
 - ・聴覚障がい児への早期支援の推進の拡充
- ⑤発達障がい者等支援の一層の充実
 - ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
 - ・発達障がい者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進
- ⑥地域における相談支援体制の充実強化
 - ・基幹相談支援センターの設置等の推進
 - ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設
- ⑦障がい者等に対する虐待の防止
 - ・自治体による障がい者虐待への組織的な対応の徹底
 - ・精神障がい者に対する虐待の防止に係る記載の新設
- ⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組
 - ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設
- ⑨障がい福祉サービスの質の確保
 - ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加
- ⑩障がい福祉人材の確保・定着
 - ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
 - ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加
- ⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい(児)福祉計画の策定
 - ・障がい福祉DBの活用等による計画策定の推進
 - ・市町村内のより細かな地域単位や重度障がい者等のニーズ把握の推進

- ⑫障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進
・障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設
- ⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
- 本計画においては、この基本指針に基づいて策定することが必要となっています。

2 障がい福祉に係る法制度等の動き

ここ数年における、障がい福祉に係る法律、制度等の動きは、以下のとおりです。

(1) 法制度

①障害者差別解消法の改正（令和3年公布、令和6年4月施行）

この改正においては、障がいを理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、民間事業者による障がい者への合理的配慮の提供が法的義務となっているほか、国と自治体が連携協力する責務、国や自治体の差別解消のための支援措置の強化(相談員の育成や事例収集など)などが定められています。

②「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の制定（令和3年公布、施行）

医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資するほか、安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的として制定されています。

本法律では、支援措置として国、地方公共団体による保育所・学校等に対する支援や日常生活における支援などの措置、保育所や学校の設置者等による看護師等または喀痰(かくたん)吸引等ができる保育士の配置の措置、また都道府県レベルで設置される「医療的ケア児支援センター」について規定されています。

③「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）の制定（令和4年公布、施行）

障がい者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、障がい者の情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要であることから、障がい者の情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資するために制定されています。

そのための基本施策として、障がい者による情報取得等に資する機器等、防災・防犯及び緊急の通報、障がい者からの相談・障がい者に提供する情報などが挙げられています。

④「児童福祉法」の改正（令和4年公布、令和6年4月施行）

子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進することを目的としています。

要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加、市町村における児童福祉及び母子保健に関して包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化、市区町村における子育て家庭への支援の充実等を内容としています。

⑤障害者総合支援法等の改正（令和4年公布、令和6年4月施行）

本改正においては、障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障がい者等の希望する生活を実現するため、①障がい者等の地域生活の支援体制の充実、②障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障がい者雇用の質の向上の推進、③精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障がい福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講じていることとしています。

特に、グループホーム利用者の一人暮らし希望者への支援や基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等の設置の努力義務化、就労アセスメントの手法を活用した新たな就労支援サービスである就労選択支援の創設などが規定されています。

（2）障害者基本計画（第5次）

障害者基本法の第11条に基づき策定される政府が講じる障がい者施策の最も基本的な計画として、障害者基本計画（第4次）の計画期間満了に伴い、令和5（2023）年3月に閣議決定されました。

計画は、「Ⅲ 各分野における障がい者施策の基本的な方向」で掲げる11の障がい者施策分野と障害者権利条約の各条項の対応関係を明示した構成となっています。

【11の障がい者施策分野】

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
2. 安全・安心な生活環境の整備
3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
4. 防災、防犯等の推進
5. 行政等における配慮の充実
6. 保健・医療の推進
7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
8. 教育の振興
9. 雇用・就業、経済的自立の支援
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興
11. 国際社会での協力・連携の推進

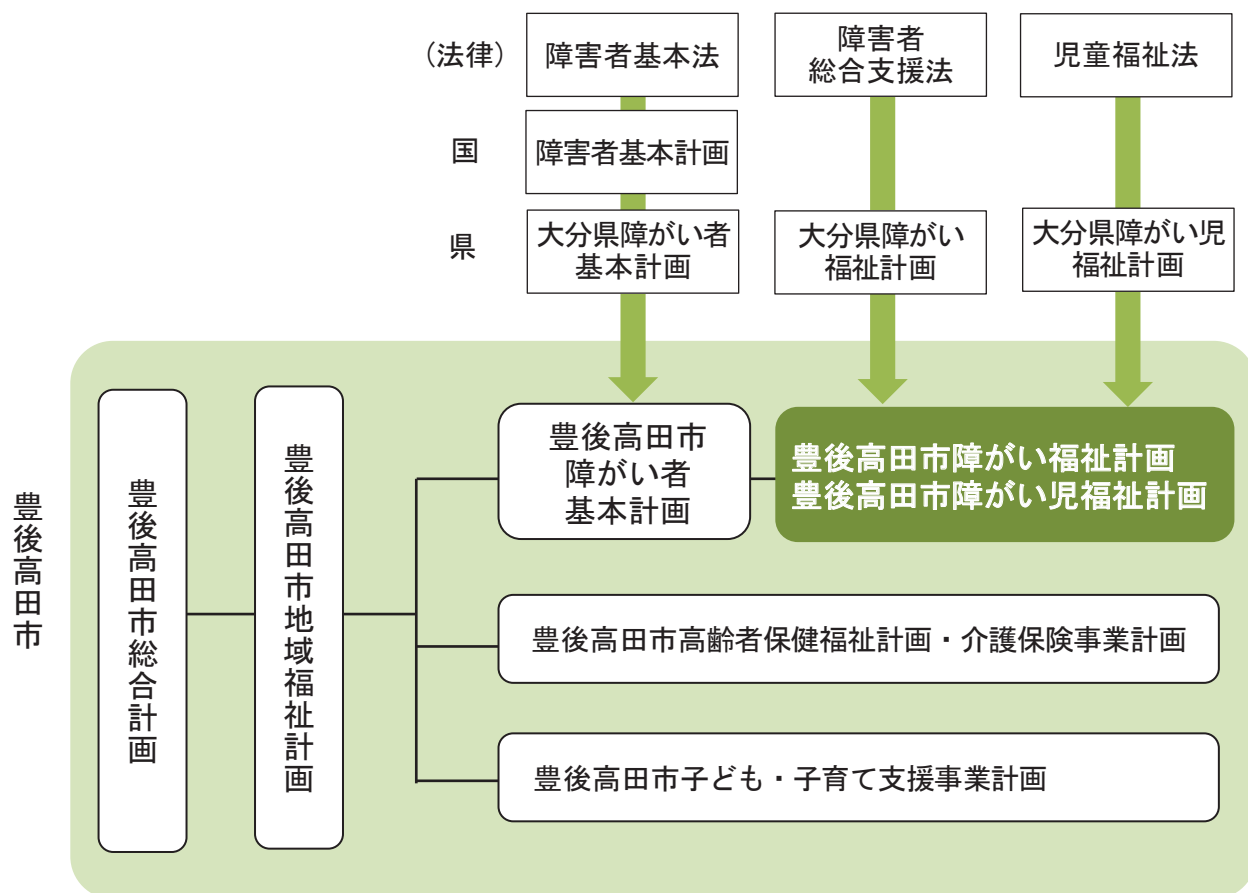
3 計画の位置づけ

本計画に含まれる各計画の法的根拠については以下のとおりです。

- ・ 障がい福祉計画…障害者総合支援法第88条第1項に定める「市町村障害福祉計画」
- ・ 障がい児福祉計画…児童福祉法第33条の20に定める「市町村障害児福祉計画」

	市町村障害者計画	市町村障害福祉計画	市町村障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法 第11条第3項	障害者総合支援法 第88条第1項	児童福祉法 第33条の20第1項
計画の趣旨	市町村における障がい者の状況等を踏まえ、当該市町村における障がい者のための施策に関する基本的な計画	障がい福祉サービス、相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標	障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保に係る目標

図表 豊後高田市障がい福祉計画・豊後高田市障がい児福祉計画の位置づけ



なお、豊後高田市障がい者基本計画に記載されている項目で、本計画に記載される内容は、以下のとおりです。

障がい者基本計画 記載項目	障がい福祉計画・障がい児福祉計画		
	自立支援給付	地域生活支援事業	障害児支援
啓発・広報			
生活支援（福祉）	○	○	—
保健・医療	○		
保育・療育・教育			○
雇用・就業	○	○	
文化・スポーツ・まちづくり	○		
生活環境		○	

4 計画の期間

障がい福祉計画・障がい児福祉計画共に、令和6年度から8年度までの3か年とし、両計画を一体的に策定します。

令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
障がい者基本計画(第2期)					障がい者基本計画(第3期)			
障がい福祉計画(第6期)			障がい福祉計画(第7期)			障がい福祉計画(第8期)		
障がい児福祉計画(第2期)			障がい児福祉計画(第3期)			障がい児福祉計画(第4期)		

5 計画の基本的方向性

障がい者等の自立支援や地域共生社会の実現に向け、国の基本指針や、本市の障がい者基本計画における基本理念である「障がいのある人もない人もすべての人がごく自然に社会づくりに参加できる平等な地域社会の実現」を踏まえ、次のとおり方向性を示します。

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己選択、自己決定を尊重し、その意思決定の支援（判断に必要な情報や社会経験、考え方の提供等）に配慮するとともに必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けながら自立と社会参加の実現を図ることを基本として、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(2) 市を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

障がい者等が障がいの種別にかかわらず、地域で必要なサービス等を受けることができるよう市が実施主体の基本となり、一元的なサービスの活用が促されるよう関係機関との連携を強化します。また、難病患者への支援を明確化します。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するための機関の整備を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現のためには、制度化された支援だけでなく、地域全体の連携が不可欠です。

事業所や関係機関、行政の各分野がより連携を深め、市民の障がい者への理解促進に向けた啓発を推進するとともに、障がい種別、福祉分野等の属性を問わず、地域の様々な相談への伴走支援や地域住民の交流や社会参加に向けた取組を進めます。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を行うに当たっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、健やかな育成を支援することが必要です。特に、障がい等の早期発見・支援を進めるための母子保健施策や障がい児支援と子育て支援の連携体制の確保は重要です。

また、障がい児が障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成

長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することも求められています。

障がい児の成長・自立の支援を促し、保護者が安心して子育てできるよう、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等、関係機関の連携をより密に図り、障がい児のライフステージに沿った切れ目の無い一貫した支援を提供できる体制整備を進めます。

（６）障がい福祉人材の確保・定着

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保・定着を図る必要があります。

そのため、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、職員の処遇改善等の職場環境の整備等、関係者が協力して取り組める環境を整備します。

（７）障がい者の社会参加を支える取組定着

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援する必要があります。障がい者の個性や能力が幅広く発揮できるよう、文化芸術の創造や発表、農業分野での活躍、イベントへの参加を通じた地域交流等多様な活動に参加する機会を確保し、障がい者の社会参加の促進を図ります。

また、市民に対し、障がい及び障がい者の社会参加に関する理解促進のため、「豊後高田市手話・点字等障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の普及及び理解に関する条例」の周知をはじめとする各種啓発事業の取組を強化するとともに、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の趣旨を踏まえ、情報通信担当部署との連携を図りつつ、障がい特性に配慮した意思疎通支援や障がい当事者によるICT活用等の促進を図ります。

6 計画の策定体制

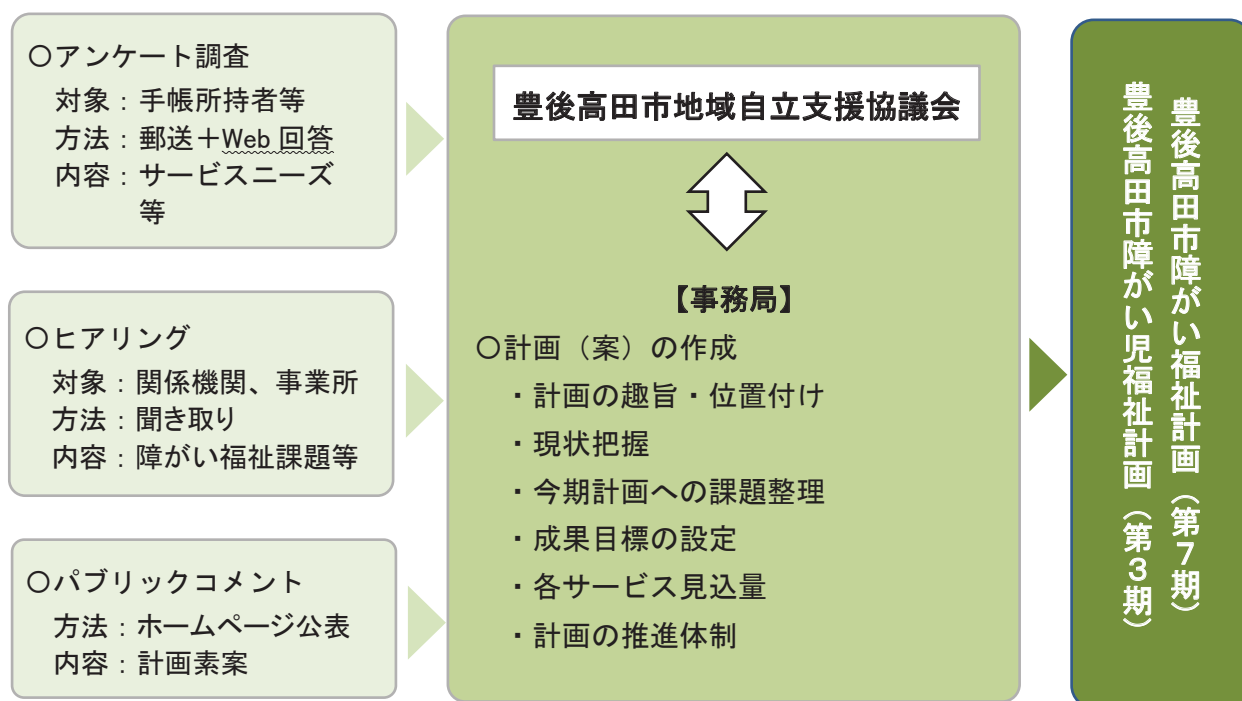
(1) 豊後高田市地域自立支援協議会

障がい福祉計画等の策定にあたっては、障がい者団体、支援事業所等関係団体の代表や有識者、地域の協力者等からなる「豊後高田市地域自立支援協議会」を設置し、計画の策定及び推進に関する協議を行いました。

(2) 事務局

社会福祉課が事務局となり、豊後高田市地域自立支援協議会の庶務を行うとともに、アンケート調査の実施や各種統計資料の整理・分析、計画素案の作成など、計画策定全般にかかる事務を行いました。

図表 計画策定の流れ

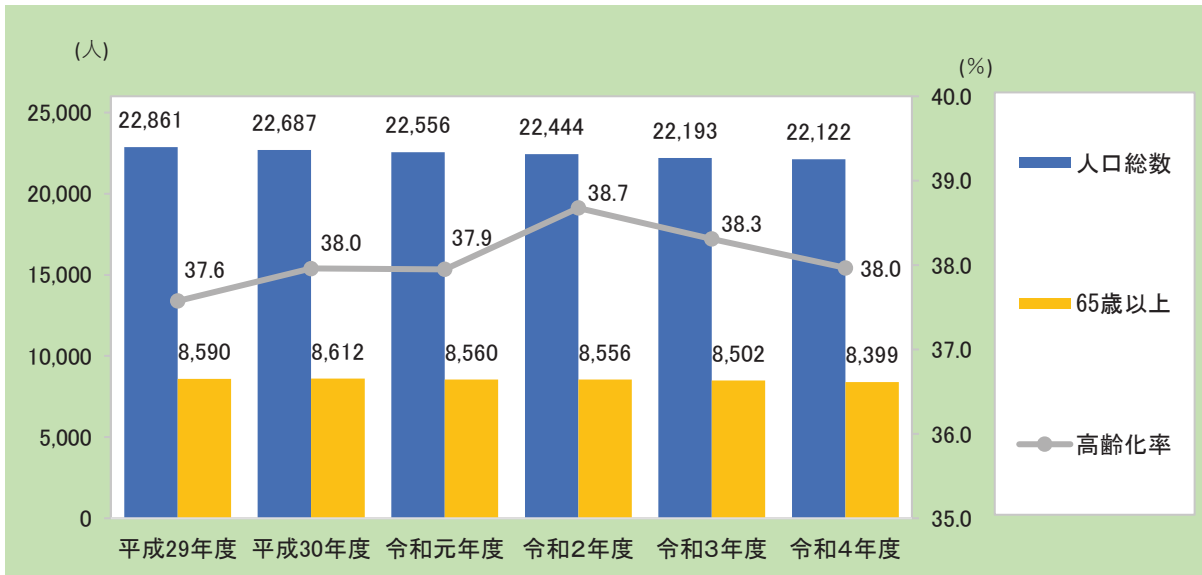


第2章 市の現状

1 人口等の推移

(1) 人口の推移

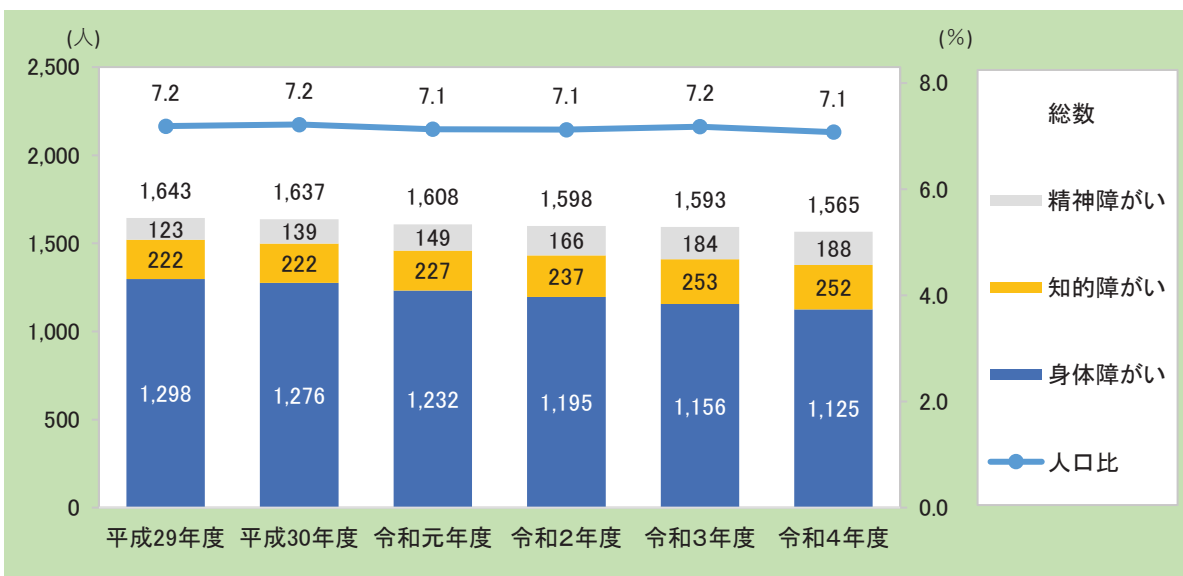
本市における人口を見ると、平成29年度末における総人口が22,861人であったものが、令和4年度末には22,122人まで減少しています。



資料：住民基本台帳（各年度末時点）

(2) 障害手帳所持者数及び対人口比率

障害手帳所持者の総数は、身体障害者手帳所持者が減っているため、減少傾向にあります。



資料：社会福祉課業務資料（各年度末時点、以下同じ。）

2 障がい者の現状

(1) 身体障害者手帳所持者数

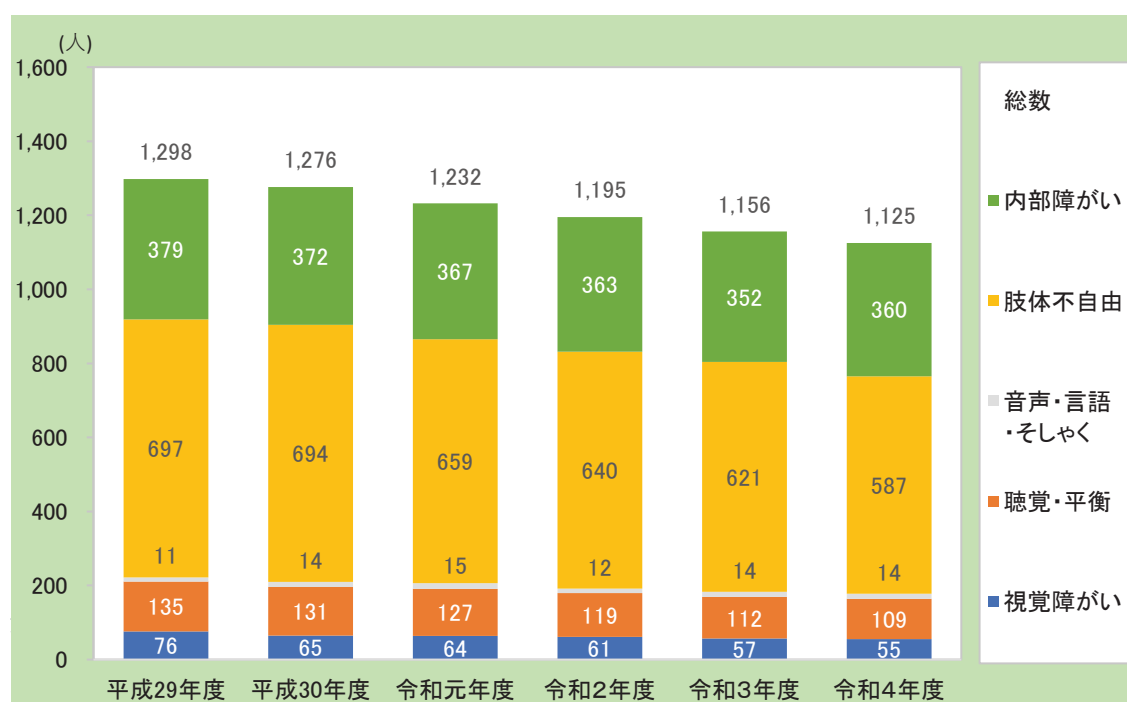
本市の身体障害者手帳所持者数は、年々減少傾向にあり、令和4年度末現在 1,125 人となっています。年齢別では 65 歳以上が全体の 8 割となっています。

障がい種別でも、手帳所持者の少ない「音声・言語・そしゃく」以外の全障害種別で減少傾向がみられます。

①身体障害者手帳所持者数の推移（年齢別）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障害者手帳所持者	1,298	1,276	1,232	1,195	1,156	1,125
18 歳未満	9	9	9	8	8	8
18～64 歳	251	247	229	225	215	206
65 歳以上	1,038	1,020	994	962	933	911

②身体障害者手帳所持者数の推移（障がい種別）

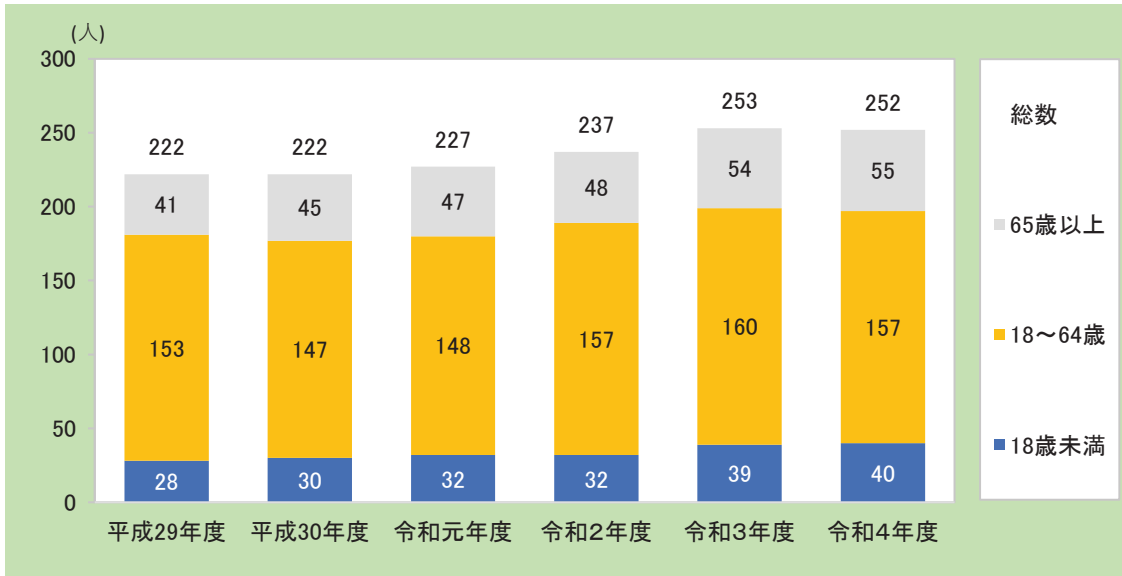


(2) 療育手帳所持者数

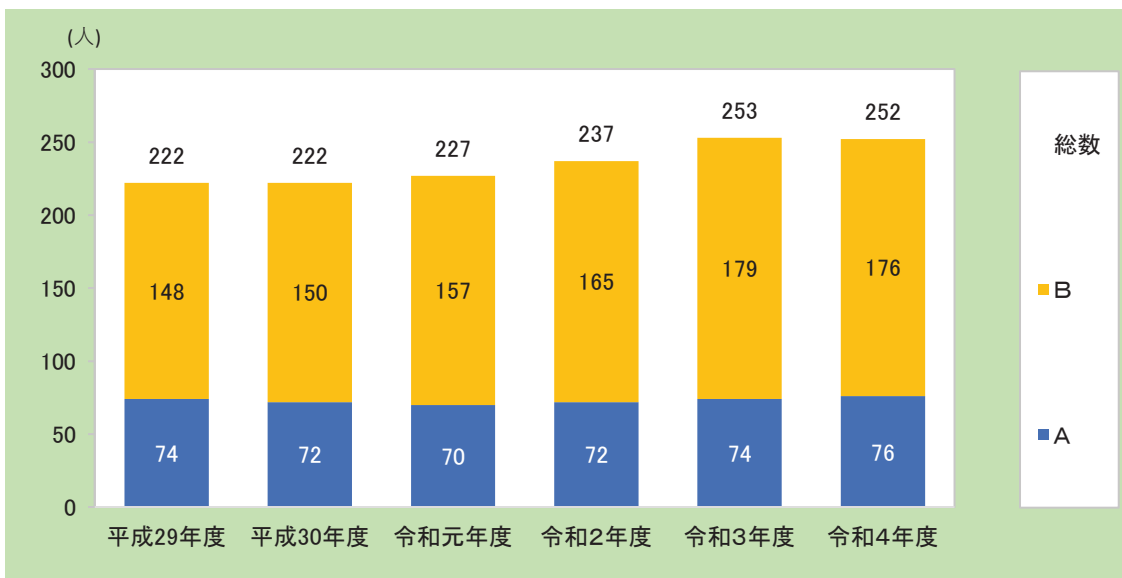
本市の療育手帳所持者数は、増加傾向にあり、令和4年度末現在 252 人となっています。年齢別では、18 歳未満、65 歳以上の増加率が高くなっています。

障がいの程度別でみると、手帳所持者数の多いBで増加傾向がみられます。

①療育手帳所持者数の推移（年齢別）



②療育手帳所持者数の推移（障がいの程度別）

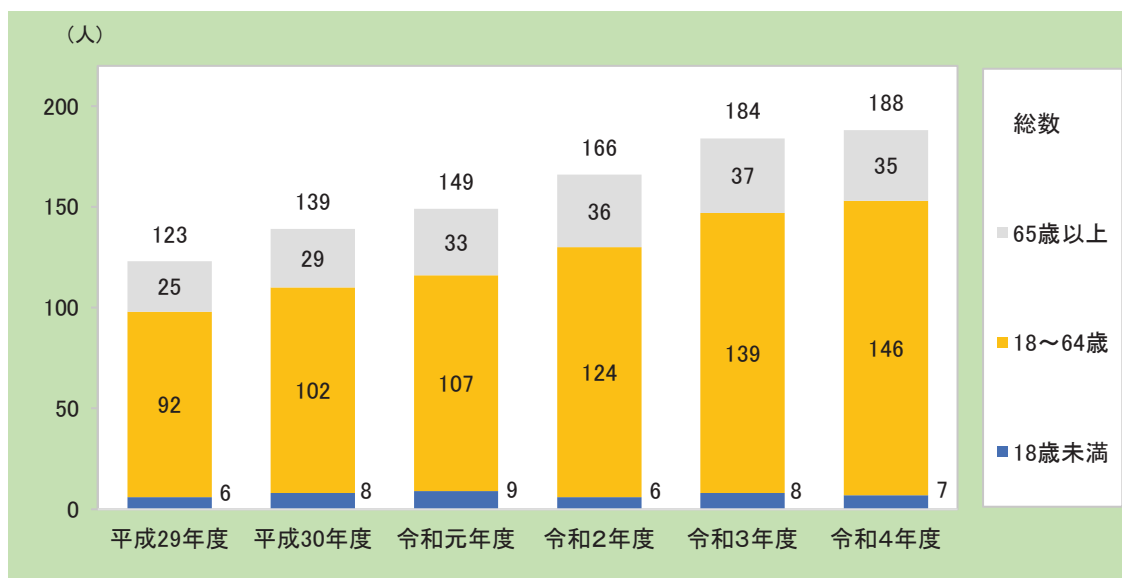


(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数

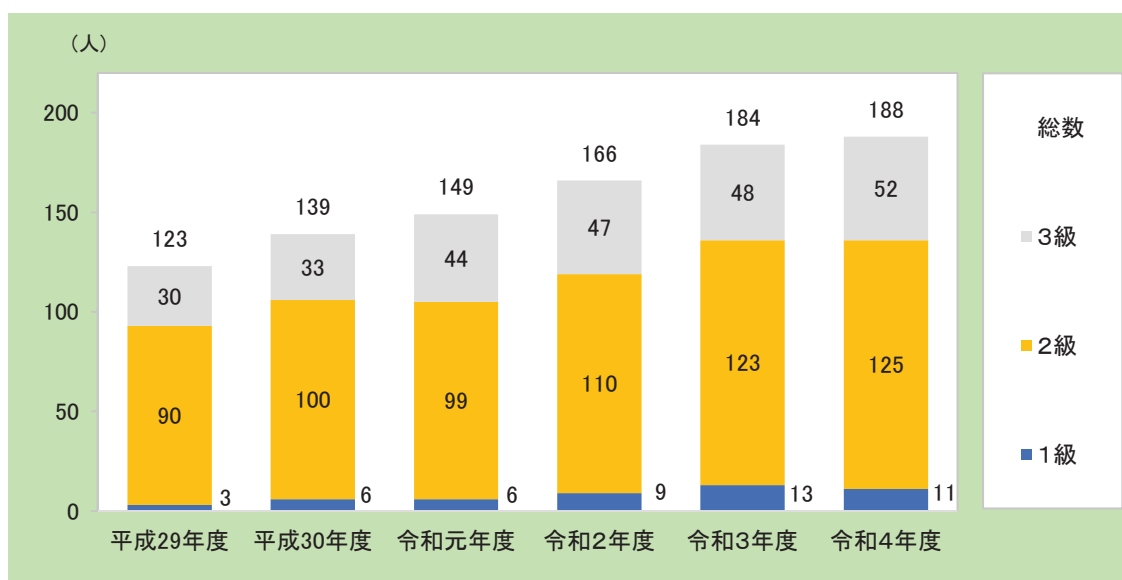
本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、増加傾向にあり、令和4年度末現在 188 人となっています。年齢別では、18～64 歳、65 歳以上の増加率が高くなっています。

等級別でみると、いずれの等級でも増加傾向がみられます。

①精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（年齢別）



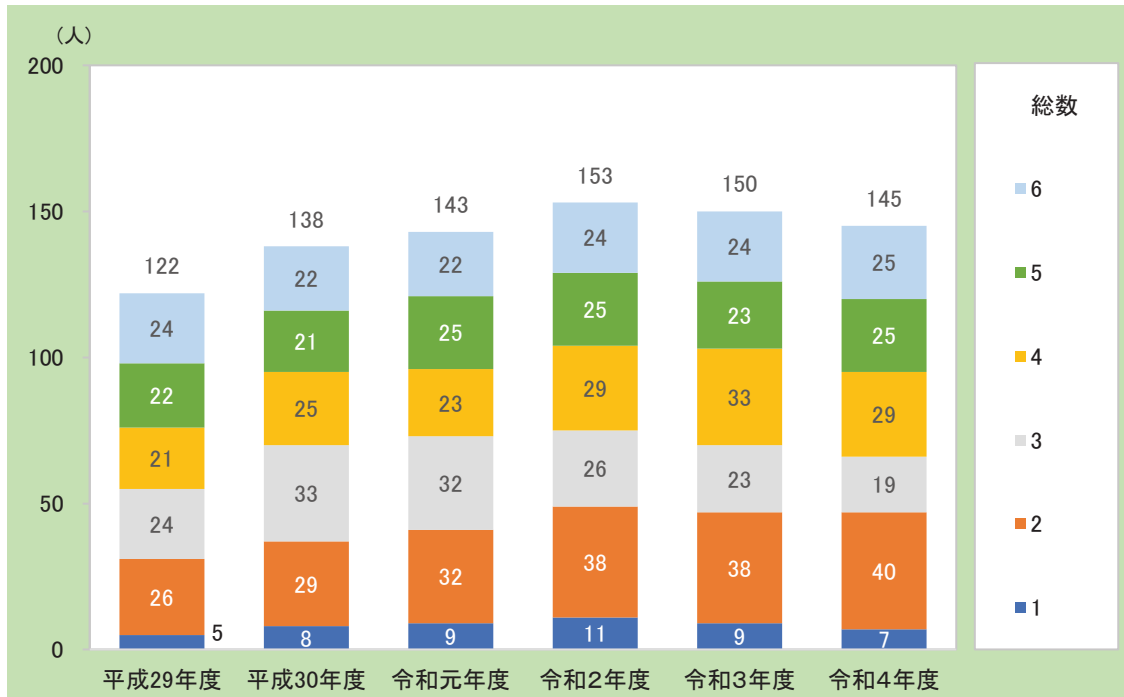
②精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）



(4) 障害支援区分認定者数

本市の障害支援区分認定者数は、令和2年度までは増加傾向にありましたが、その後減少傾向に転じています。

支援区分2、5、6では減少傾向がみられません。



3 障がい福祉サービス等の利用実績

(1) 障がい福祉サービス

		(1) 居宅介護			(2) 重度訪問介護			(3) 同行援護		
		R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用人数(人/月)	計画	47	49	51	1	1	1	2	2	2
	実績	42	42	40	0	0	0	1	1	1
利用時間(時間/月)	計画	900	940	980	250	250	250	13	13	13
	実績	1,037	1,059	1,000	0	0	0	25	5	20

		(4) 行動援護			(5) 重度障害者等包括支援		
		R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用人数(人/月)	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1	0	0	0
利用時間(時間/月)	計画	5	5	5	20	20	20
	実績	1	26	20	0	0	0

※R5年度については見込み(以下同じ。)

②日中活動系サービス

		(1) 生活介護			(2) 自立訓練(機能訓練)			(3) 自立訓練(生活訓練)		
		R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用人数(人/月)	計画	46	47	48	2	2	2	10	10	10
	実績	50	50	54	0	0	0	11	2	2
利用日数(日/月)	計画	1,012	1,034	1,056	40	40	40	180	180	180
	実績	1,038	1,028	1,080	0	0	0	224	29	25

		(4) 就労移行支援			(5) 就労継続支援A型(雇用型)			(6) 就労継続支援B型(非雇用型)		
		R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用人数(人/月)	計画	3	3	3	32	32	32	115	115	115
	実績	4	4	3	28	28	31	118	126	122
利用日数(日/月)	計画	60	60	60	640	640	640	2,300	2,430	2,380
	実績	57	66	45	596	588	620	2,344	2,510	2,196

		(7) 就労定着支援			(8) 療養介護			(9) 短期入所(ショートステイ)		
		R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用人数(人/月)	計画				8	8	8	3	4	5
	実績	1	1	1	7	7	8	0	2	2
利用日数(日/月)	計画				248	248	248	15	20	25
	実績	1	1	1	217	217	248	0	4	4

③居住系サービス

		(1) 共同生活援助（グループホーム）			(2) 施設入所支援		
		R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用人数(人/月)	計画	73	75	77	46	46	46
	実績	80	74	75	44	44	46
利用日数(日/月)	計画						
	実績	2,334	2,118	2,100	1,361	1,333	1,380

④相談支援

		(1) 計画相談支援			(2) 地域移行支援			(3) 地域定着支援		
		R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用人数(人/年)	計画	35	37	39	1	1	1	1	1	1
	実績	42	43	42	0	0	0	1	0	1

		(4) 自立生活援助		
		R3年度	R4年度	R5年度
利用人数(人/年)	計画	2	2	2
	実績	1	4	2

(2) 障がい児福祉サービス

		(1) 児童発達支援			(2) 医療型児童発達支援			(3) 放課後等デイサービス		
		R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用人数(人/月)	計画	23	25	27	1	1	1	38	40	42
	実績	27	28	27	1	1	0	41	59	74
利用日数(日/月)	計画	460	500	540	6	6	6	646	680	714
	実績	283	346	270	2	6	0	671	1,018	1,110

		(4) 保育所等訪問支援			(5) 居宅訪問型児童発達支援			(6) 障害児相談支援		
		R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用人数(人/月)	計画	2	2	2	0	0	0	6	7	8
	実績	0	0	1	0	0	0	11	10	10
利用日数(日/月)	計画									
	実績	0	0	1	0	0	0			

(3) 地域生活支援事業

① 必須事業

		ア 相談支援事業		
		R3年度	R4年度	R5年度
障害者相談支援事業 (実施箇所)	計画	2	2	2
	実績	2	2	2
基幹相談支援センター 設置有無(箇所)	計画	無	無	無
	実績	無	無	無

		イ 成年後見制度利用支援事業		
		R3年度	R4年度	R5年度
年間実利用者数 (人)	計画	1	1	1
	実績	0	0	1

		ウ 意思疎通支援事業		
		R3年度	R4年度	R5年度
手話通訳者・要約筆記者派遣 延べ利用件数(件)	計画	20	20	20
	実績	47	31	15

		エ 日常生活用具給付等事業		
		R3年度	R4年度	R5年度
①介護・訓練支援用具	計画	2	2	2
	実績	2	0	0
②自立生活支援用具	計画	8	8	8
	実績	2	0	2
③在宅療養等支援用具	計画	2	2	2
	実績	13	10	2
④情報・意思疎通 支援用具	計画	5	5	5
	実績	15	26	20
⑤排せつ管理支援用具	計画	600	600	600
	実績	637	566	500
⑥居宅生活動作 補助用具(住宅改修)	計画	1	1	1
	実績	0	2	1

		オ 手話奉仕員養成研修事業		
		R3年度	R4年度	R5年度
終了者数 (人)	計画	6	6	6
	実績	4		5

		カ 移動支援事業		
		R3年度	R4年度	R5年度
個別支援型移動事業 年間実利用者数(人)	計画	9	10	11
	実績	11	9	10
個別支援型移動事業 年間延利用時間(時間)	計画	1,350	1,500	1,650
	実績	1,023	760	960

		キ 地域活動支援センター等事業		
		R3年度	R4年度	R5年度
地域活動支援センター事業 実利用者数(人)	計画	8	8	8
	実績	8	9	9

②任意事業

		ク 日中一時支援事業		
		R3年度	R4年度	R5年度
日中一時支援事業 年間実利用者数(人)	計画	8	8	8
	実績	1	3	2
日中一時支援事業 年間延べ利用回数(回)	計画	530	530	530
	実績	8	69	100

		ケ 福祉ホーム事業		
		R3年度	R4年度	R5年度
利用者数 (人)	計画	1	1	1
	実績	0	0	0

		コ 音訳奉仕員養成研修		
		R3年度	R4年度	R5年度
音訳奉仕員養成講座 修了者数(人)	計画	3	3	3
	実績		2	

		サ 広報点訳・音訳事業		
		R3年度	R4年度	R5年度
実施の有無	計画	有	有	有
	実績	有	有	有

		シ 自動車改造助成事業		
		R3年度	R4年度	R5年度
月間実利用件数 【自動車改造】(件)	計画	1	1	1
	実績	1	1	1

第3章 計画の成果目標

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

- ・地域移行者数は、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上とすることを基本とする。
- ・施設入所者数は、令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

【市の考え方】

- ・国の指針に示された考え方及び本市の現状を踏まえ、福祉施設入所者の地域生活への移行に向けて取り組みます。

■地域移行者数

項目	令和4年度末 (実績)	令和8年度末 (目標)
地域生活移行者数	(施設入所者数) 44人	3人

■施設入所者数

項目	令和4年度末 (実績)	令和8年度末 (目標)
施設入所者数	44人	41人

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【市の考え方】

- ・成果目標は県の計画で設定しているため、市としては、県の成果目標達成に向けて、県と連携しつつ、精神障がいに関わる保健医療、福祉の専門職からなる協議会を開催し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

3 地域生活支援の充実

(1) 地域生活支援拠点等の機能の充実

【国の基本指針】

- ・令和8年度末までに各市町村に1つ以上の地域生活支援拠点を整備する。
- ・その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証・検討する。

【市の考え方】

- ・第6期において拠点を整備したことにより、第7期計画では、コーディネーターと相談支援事業所や関係機関との連携を強化し、機能の充実を図ります。
- ・運用状況について、関係者により年1回以上の検証、検討を行います。

■地域生活支援拠点等の整備等

項目	令和4年度末 (実績)	令和8年度末 (目標)
地域生活支援拠点等の整備機能数	1機能	3機能
コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	構築	構築
運用状況の検証・検討回数	年0回	年2回

(2) 強度行動障害を有する者への支援体制の充実

【国の基本指針】

- ・令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

【市の考え方】

- ・手帳交付時や相談支援事業所への相談時などに支援ニーズを把握し、支援体制を整備します。

■強度行動障害を有する者に関する支援ニーズ把握

項目	令和4年度末 (実績)	令和8年度末 (目標)
強度行動障害を有する者に関する支援ニーズ把握と支援体制整備	未整備	整備

4 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行

【国の基本指針】

- ・就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を行う事業）の利用を通じて一般就労に移行する者の数を、令和8年度末までに令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
- ・具体的には、就労移行支援事業については、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。また、就労継続支援A型事業については、令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上、就労継続支援B型事業については、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上を目指すこととする。
- ・また、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労に移行した者の割合が5割以上の事業所が5割以上とする。

【市の考え方】

- ・国の指針に示された考え方及び本市の現状を踏まえ、福祉施設から一般就労への移行に向けて取り組みます。また、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とするよう取り組みます。

■一般就労への移行者数

項目		令和3年度 (実績)	令和8年度 (目標)
一般就労への移行者数		1人	2人
一般就労への移行者数	就労移行支援事業	0人	0人
	就労継続支援A型事業	0人	0人
	就労継続支援B型事業	1人	2人

■就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所割合

項目	令和3年度 (実績)	令和8年度 (目標)
就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	0% (0事業所)	100% (1事業所)

(2) 一般就労後の定着支援

【国の基本指針】

- ・就労定着支援事業の利用者数は、令和8年度末の利用者数を令和3年度実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
- ・就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本とする。

【市の考え方】

- ・国の指針に示された考え方及び本市の現状を踏まえ、一般就労後の定着に向けて取り組みます。

■就労定着支援事業を利用する者の数

項目	令和3年度 (実績)	令和8年度 (目標)
就労定着支援事業の利用者数	1人	2人

■就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合

項目	令和3年度 (実績)	令和8年度 (目標)
就労定着率が70%以上の就労定着支援事業所の割合	0% (0事業所)	100% (1事業所)

5 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築

【国の基本指針】

- ・ 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上の児童発達支援センターを設置することを基本とする。
- ・ 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制を構築することを基本とする。

【市の考え方】

- ・ 本市では、圏域として児童発達支援センターを設置しています。
- ・ 児童発達支援センターや障がい児通所支援事業所等は、重層的な地域支援体制の構築に向けて取り組めます。

■児童発達支援センター設置

項目	令和4年度末 (実績)	令和8年度末 (目標)
児童発達支援センター設置数(医療型含む)	3か所	3か所

■障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築

項目	令和4年度末 (実績)	令和8年度末 (目標)
保育所等訪問支援を活用した障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築	未構築	構築

(2) 重症心身障がい児・医療的ケア児への支援

【国の基本指針】

- ・令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
- ・保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

【市の考え方】

- ・市内には主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所はありませんが、必要に応じて圏域に1か所以上の確保を目指します。
- ・計画期間内に、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。

■主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所

項目	令和4年度末 (実績)	令和8年度末 (目標)
児童発達支援事業所	0か所	1か所
放課後等デイサービス事業所	0か所	1か所

■医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

項目	令和4年度末 (実績)	令和8年度末 (目標)
医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置	設置	設置
医療的ケア児に関するコーディネーターの配置	2名	3名

6 相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針】

- 令和8年度末までに、各市町村において総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。
- 令和8年度末までに、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。

【市の考え方】

- 令和8年度末までに基幹相談支援センターを設置し、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保するよう取り組みます。

■基幹相談支援センターの設置及び地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保

項目	令和4年度末 (実績)	令和8年度末 (目標)
基幹相談支援センターの設置	未設置	設置
基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制	未整備	整備

■協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等

項目	令和4年度末 (実績)	令和8年度末 (目標)
協議会での個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組実施及び必要な協議会の体制	未整備	整備

7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国の基本指針】

- 令和8年度末までに、各市町村においてサービスの質の向上を図るための取組みに係る体制を構築する。

【市の考え方】

- 本市では、県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修に職員が参加するなど、障がい福祉サービス等提供事業所に対する指導検査体制を構築しており、障害者自立支援審査支払等システムの審査結果の分析などを踏まえ、質の向上に取り組みます。

■県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加

項目	令和4年度末 (実績)	令和8年度末 (目標)
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数	延べ4人	延べ4人以上

■障害者自立支援審査支払等システムの審査結果の分析・活用

項目	令和4年度末 (実績)	令和8年度末 (目標)
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制	無	有

第4章 福祉サービスの見込量と確保のための方策

国の基本指針に基づき、それぞれのサービスについて、現に利用している人数、豊後高田市障がい福祉のためのアンケート調査結果から把握した障がい者等のニーズ、地域生活への移行人数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用人数及び量の見込みを設定しています。

1 障がい福祉サービス

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護

サービス内容	1・2級ヘルパーにより、居宅において入浴、排泄又は食事の介護等の身体介護、家事援助について、サービスを提供します。						
現状評価	令和5年度10月末現在、利用決定者は46名です。 現在、市内に居宅介護の事業所は4事業所あります。						
サービス見込量	第6期（実績・見込）			第7期（計画）			
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
	利用人数（人/月）	42	42	40	42	44	46
	利用時間（時間/月）	1,037	1,059	1,000	1,050	1,100	1,150

② 重度訪問介護

サービス内容	1・2級ヘルパー（日常生活支援の資格取得者）により、重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障がい者について、居宅における入浴、排泄又は食事の介護等の身体介護、家事援助について及び移動中の介護等の総合的なサービスを提供します。						
現状評価	令和5年度10月末現在、利用決定者はいません。 現在、市内に重度訪問介護の事業所は4事業所あります。						
サービス見込量	第6期（実績・見込）			第7期（計画）			
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
	利用人数（人/月）	0	0	0	1	1	1
	利用時間（時間/月）	0	0	0	250	250	250

③同行援護

サービス内容	1・2級ヘルパー（同行援護従業者の資格取得者）により、視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者につき、外出時の同行、移動に必要な情報提供及び移動の援護等のサービスを提供します。					
現状評価	令和5年度10月末現在、利用決定者は2名です。 現在、市内に同行援護の事業所は2事業所あります。					
サービス見込量	第6期（実績・見込）			第7期（計画）		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	利用人数（人/月）	1	1	1	2	2
利用時間（時間/月）	25	5	20	30	30	30

④行動援護

サービス内容	1・2級ヘルパー（行動援護従業者の資格取得者）により、知的障がい又は精神障がいによって行動上著しい困難を要するものについて、行動の際の危険を回避するための援護、外出時における移動中の介護等のサービスを提供します。					
現状評価	令和5年度10月末現在、利用決定者は1名です。 現在、市内に行動援護の事業所は1事業所あります。					
サービス見込量	第6期（実績・見込）			第7期（計画）		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	利用人数（人/月）	1	1	1	1	1
利用時間（時間/月）	1	26	20	20	20	20

⑤重度障害者等包括支援

サービス内容	一定の要件を満たす事業者が個別支援計画に基づき、常時介護を要する障がい者であって、その介護の必要程度が著しく高いものについて、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供します。					
現状評価	令和5年度10月末現在、利用決定者はいません。 現在、市内に重度障害者等包括支援事業所はありません。					
サービス見込量	第6期（実績・見込）			第7期（計画）		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	利用人数（人/月）	0	0	0	1	1
利用時間（時間/月）	0	0	0	20	20	20

【訪問系サービスの見込量確保の方策】

事業所との連携を強化するとともに、サービスの利用実態に応じて必要と見込まれる人材と事業量の確保に努めます。

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

サービス内容	入浴、排泄、食事等の介護や生産活動の機会等を提供します。						
現状評価	令和5年度10月末現在、利用決定者は55名です。 現在、市内に生活介護の事業所は1事業所あります。						
サービス 見込量		第6期（実績・見込）			第7期（計画）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	利用人数 (人/月)	50	50	54	55	56	57
	利用日数 (日/月)	1,038	1,028	1,080	1,100	1,120	1,140

②自立訓練（機能訓練）

サービス内容	地域生活への移行を目的に身体的リハビリテーション等を実施します。						
現状評価	令和5年度10月末現在、利用決定者はいません。 現在、市内に自立訓練（機能訓練）の事業所はありません。						
サービス 見込量		第6期（実績・見込）			第7期（計画）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	利用人数 (人/月)	0	0	0	2	2	2
	利用日数 (日/月)	0	0	0	40	40	40

③自立訓練（生活訓練）

サービス内容	地域生活への移行を目的に食事や家事等の社会的リハビリテーションを実施します。						
現状評価	令和5年度10月末現在、利用決定者は2名です。 現在、市内に自立訓練（生活訓練）の事業所はありません。						
サービス 見込量		第6期（実績・見込）			第7期（計画）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	利用人数 (人/月)	11	2	2	10	10	10
	利用日数 (日/月)	224	29	25	180	180	180

④就労選択支援

サービス内容	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アシメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。						
現状評価	第7期からの新しいサービスのため、実績はありません。						
サービス見込量		第6期（実績・見込）			第7期（計画）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	利用人数（人/月）				－	1	1
利用日数（日/月）				－	10	10	

⑤就労移行支援

サービス内容	一般就労に必要な知識・能力を養い、適性にあった職場に就労・定着を図るため、事業所内や企業における作業や実習等一般企業への雇用に向けた移行支援等を行います。						
現状評価	令和5年度10月末現在、利用決定者は2名です。 現在、市内に就労移行支援の事業所はありません。						
サービス見込量		第6期（実績・見込）			第7期（計画）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	利用人数（人/月）	4	4	3	4	4	4
利用日数（日/月）	57	66	45	60	60	60	

⑥就労継続支援（A型）

サービス内容	雇用に基づく就労機会の提供や一般企業への雇用に向けた支援等を行います。						
現状評価	令和5年度10月末現在、利用決定者は30名です。 現在、市内に就労継続支援（A型）の事業所は1事業所あります。						
サービス見込量		第6期（実績・見込）			第7期（計画）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	利用人数（人/月）	28	28	31	31	31	31
利用日数（日/月）	596	588	620	620	620	620	

⑦就労継続支援（B型）

サービス内容	一定の賃金水準に基づく継続した就労機会や生産活動の機会を提供、雇用形態への移行支援等を行います。						
現状評価	令和5年度10月末現在、利用決定者は138名です。 現在、市内に就労継続支援（B型）の事業所は6事業所あります。						
サービス見込量		第6期（実績・見込）			第7期（計画）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	利用人数（人/月）	118	126	122	125	125	125
	利用日数（日/月）	2,344	2,510	2,196	2,500	2,500	2,500

⑧就労定着支援

サービス内容	障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。						
現状評価	令和5年度10月末現在、利用決定者は1名です。 現在、市内に就労定着支援の事業所はありません。						
サービス見込量		第6期（実績・見込）			第7期（計画）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	利用人数（人/月）	1	1	1	1	1	1
	利用日数（日/月）	1	1	1	1	1	1

⑨療養介護

サービス内容	療養上の管理や医学的管理下における食事や入浴等の介護等日常生活上の相談支援やレクリエーション活動等の社会参加活動を支援します。						
現状評価	令和5年度10月末現在、利用決定者は8名です。 現在、市内に療養介護の事業所はありません。						
サービス見込量		第6期（実績・見込）			第7期（計画）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	利用人数（人/月）	7	7	8	8	8	8
	利用日数（日/月）	217	217	248	248	248	248

⑩短期入所（福祉型、医療型）

サービス内容	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障がい者支援施設その他の施設へ短期間の入所を必要とする障がい者等に対し、入浴、排泄、又は食事等の介護や日常生活上の支援を提供します。						
現状評価	令和5年度10月末現在、利用決定者は10名です。 現在、市内に短期入所の事業所は1事業所あります。						
サービス 見込量		第6期（実績・見込）			第7期（計画）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	利用人数 （人/月）	0	2	2	3	4	5
	利用日数 （日/月）	0	4	4	6	8	10

【日中活動系サービスの見込量確保の方策】

障がい者のニーズに応じたサービスを提供できるよう、民間の事業所等との連携を強化し、サービスの質と量の確保に努めます。

(3) 居住系サービス**①共同生活援助**

サービス内容	共同生活の場における家事等の日常生活上の世話等						
現状評価	令和5年度10月末現在、利用決定者は76名です。 現在、市内に共同生活援助事業所が6事業所あります。						
サービス 見込量		第6期（実績・見込）			第7期（計画）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	利用人数 (人/月)	80	74	75	75	75	75

②施設入所支援

サービス内容	利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、夜間における居住の場等を提供する。						
現状評価	令和5年度10月末現在、利用決定者は45名です。 現在、市内に入所施設は1事業所あります。						
サービス 見込量		第6期（実績・見込）			第7期（計画）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	利用人数 (人/月)	44	44	46	45	44	43

【居住系サービスの見込量確保の方策】

共同生活援助は比較的需要があることから、地域生活への移行促進のため、適切なケアマネジメントにより、入所を必要とする方の待機状態の解消に努めます。

施設入所支援については、成果目標に掲げる施設入所者の地域移行の取組を進めます。

(4) 相談支援**①計画相談支援**

サービス内容	サービス利用計画の作成や事業者との連絡調整、利用状況の検証等を実施します。						
現状評価	令和5年度10月末現在、利用決定者は269名です。 現在、市内に計画相談支援の事業所は3事業所あります。						
サービス 見込量		第6期（実績・見込）			第7期（計画）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	利用人数 (人/月) (年平均)	42	43	42	42	43	45

②地域移行支援

サービス内容	住居の確保、その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談に対応します。					
現状評価	令和5年度10月末現在、利用決定者はいません。 現在、市内に地域移行支援の事業所は2事業所あります。					
サービス見込量	第6期（実績・見込）			第7期（計画）		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	利用人数（人/月）	0	0	0	1	1

③地域定着支援

サービス内容	常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に対する相談に対応します。					
現状評価	令和5年度10月末現在、利用決定者は1名です。 現在、市内に地域定着支援の事業所は2事業所あります。					
サービス見込量	第6期（実績・見込）			第7期（計画）		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	利用人数（人/月）	1	0	1	2	3

④自立生活援助

サービス内容	施設入所支援又は共同生活援助等を受けていた障がい者や、家族から独立し単身生活を希望する障がい者が対象となります。 一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。					
現状評価	令和5年度10月末現在、利用決定者は2名です。 現在、市内に自立生活援助の事業所はありません。					
サービス見込量	第6期（実績・見込）			第7期（計画）		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	利用人数（人/月）	1	4	2	2	3

【相談支援の見込量確保の方策】

地域での自立した日常生活及び社会生活をサポートし、障がい福祉サービスの適切な利用ができるよう、民間の事業所との連携を強化し、相談支援事業所等の確保に努めます。

2 障がい児福祉サービス

①児童発達支援

サービス内容	日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。						
現状評価	令和5年度10月末現在、利用決定者は29名です。 6期計画期間内に2事業所新設され、現在、市内に5事業所あります。						
サービス 見込量		第6期（実績・見込）			第7期（計画）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	利用人数 (人/月)	27	28	27	30	31	32
	利用日数 (日/月)	283	346	270	360	372	384
※6期実績・見込みは医療型を含む。							

②放課後等デイサービス

サービス内容	放課後又は休日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進 その他必要な支援を行います。						
現状評価	令和5年度10月末現在、利用決定者は83名です。 6期計画期間内に3事業所新設され、現在、市内に6事業所あります。						
サービス 見込量		第6期（実績・見込）			第7期（計画）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	利用人数 (人/月)	41	59	74	80	85	90
	利用日数 (日/月)	671	1,018	1,110	1,200	1,275	1,350

③保育所等訪問支援

サービス内容	障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、福祉・医療等の 専門家や機関が相互に協力し合い、よりきめ細かい支援を行います。						
現状評価	令和5年度10月末現在、利用決定者は21名です。 現在、市内に1事業所あります。						
サービス 見込量		第6期（実績・見込）			第7期（計画）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	利用人数 (人/月)	0	0	1	1	1	1

④居宅訪問型児童発達支援

サービス内容	重症心身障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。					
現状評価	令和5年度10月末現在、利用決定者はいません。 現在、市内に事業所はありません。					
サービス見込量	第6期（実績・見込）			第7期（計画）		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	利用人数 (人/月)	0	0	0	0	0

⑤障がい児相談支援

サービス内容	障がい者、障がい児の保護者等から相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。					
現状評価	令和5年度10月末現在、利用決定者は112名です。 現在、市内に3事業所あります。					
サービス見込量	第6期（実績・見込）			第7期（計画）		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	利用人数 (人/月) (年平均)	11	10	10	12	13

【障がい児福祉サービスの見込量確保の方策】

関係機関と連携し、より早期に発見、対応できるよう事業の充実と強化を推進します。特に、通所サービスでは、保育園・幼稚園・学校等の関係機関との連携・調整を密に行い、本人や保護者が希望するサービスを提供できるよう努めます。

3 地域生活支援事業

(1) 必須事業

①障がい者相談支援事業

サービス内容	障がい者、障がい児の保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他の障がい者の権利擁護のために必要な援助を行います。					
現状評価	令和5年度10月末現在、市内に2か所あります。					
サービス見込量	第6期（実績・見込）			第7期（計画）		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	実施か所	2	2	2	2	2

【見込量確保の方策】

障がい者等からの相談に応じ、情報提供、並びに権利擁護等のため、市の委託により相談支援事業所を設置して、一人一人に寄り添った伴走的な支援を行います。

引き続き、相談支援事業所に委託し、相談窓口の確保と充実に努めます。

(相談支援事業所)

委託相談支援事業所一覧名称	所在地	TEL・FAX
ひまわり障がい者相談支援センター	豊後高田市西真玉2077番地3	TEL0978-23-4111 FAX0978-23-4101
みづほ障がい者相談支援センター	豊後高田市呉崎760番地8	TEL0978-25-8223 FAX0978-25-8287

指定相談支援事業所一覧名称	所在地	TEL・FAX
(一般・特定) ひまわり障がい者相談支援センター	豊後高田市西真玉2077番地3	TEL0978-23-4111 FAX0978-23-4101
(一般・特定) みづほ障がい者相談支援センター	豊後高田市呉崎760番地8	TEL0978-25-8223 FAX0978-25-8287
(特定) 地域相談支援事業所コスモス	豊後高田市美和1684番地	TEL0978-25-4111 FAX0978-25-4141

②成年後見制度利用支援事業

サービス内容	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がい者の権利擁護を図ります。					
現状評価	令和5年度10月末現在、利用決定者は1名です。					
サービス見込量	第6期（実績・見込）			第7期（計画）		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	利用人数	0	0	1	1	2

【見込量確保の方策】

市民後見人養成講座の実施や成年後見制度の周知・啓発に努め、制度の理解促進及び利用しやすい環境整備を引き続き行います。

③意思疎通支援事業（手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業）

サービス内容	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に手話通訳等の方法により、障がい者とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行います。 本市では、手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業を大分県聴覚障害者協会へ委託し、手話通訳等の派遣事業を実施しています。 また、経済的支援策として本事業における個人の利用負担を無料化します。					
現状評価	令和5年度9月末現在、利用決定件数は5件です。					
サービス見込量	第6期（実績・見込）			第7期（計画）		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	利用件数	47	31	15	30	30

【見込量確保の方策】

派遣事業については、手話通訳者の登録を進め、必要なサービス量を確保します。

④日常生活用具給付等事業

サービス内容	重度障がい児・者に対し、日常生活用具の給付・貸与することにより、日常生活、社会生活の便宜を図り、また、住宅の改修に必要な経費の一部又は全部を助成します。						
現状評価	令和5年度の利用件数（見込）は全体で525件です。						
サービス見込量		第6期（実績・見込）			第7期（計画）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	①介護・訓練支援用具	2	0	0	2	2	2
	②自立生活支援用具	2	0	2	2	2	2
	③在宅療養等支援用具	13	10	2	2	2	2
	④情報・意思疎通支援用具	15	26	20	25	30	35
	⑤排せつ管理支援用具	637	566	500	600	600	600
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	0	2	1	2	2	2	

【見込量確保の方策】

障がい者に対し、日常生活用具を障がいの状態に応じた給付・貸与することで自立した生活が送れるよう引き続き支援に努めます。

⑤手話奉仕員養成研修

サービス内容	聴覚障がい者等との交流活動の促進、市の広報活動の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成を行います。						
現状評価	令和5年度の修了者（見込）は5名です。						
サービス見込量		第6期（実績・見込）			第7期（計画）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	修了者数	4	0	5	6	6	6

【見込量確保の方策】

聴覚、音声又は言語機能障がい者に手話通訳者の派遣事業を行っていますが、社会参加がさらに促進するよう手話奉仕員の養成を図ります。また、講座修了後の技能向上のため、手話サークル等支援団体と連携し、継続的にフォローアップが行えるよう努めます。

⑥移動支援事業

サービス内容	<p>屋外での移動に著しい制限があったり、1人での外出に困難のある障がい者（児）について、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的とする事業です。</p> <p>個別支援型移動事業は、個別的支援が必要な場合にマンツーマンによる支援を実施しています。</p> <p>車両移送型移動支援事業は、移動が困難な障がい者・児がタクシーを利用する際、現金負担をすることなくタクシーを利用できるように、指定した事業所で使用できるタクシー券を交付し、障がい者・児の費用負担軽減及び社会参加促進を図るものです。</p>					
現状評価	令和5年度10月末現在、利用決定者は17名です。					
サービス見込量	①個別支援型移動事業					
	第6期（実績・見込）			第7期（計画）		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
実利用人数	11	9	10	11	12	13
延べ利用時間	1,023	760	960	1,020	1,110	1,200

【見込量確保の方策】

市内外の提供事業者と契約を締結し必要なサービス量を確保するとともに、利用者への情報提供に努めます。

⑦地域活動支援センター等事業

サービス内容	<p>障がい者の興味や適性に合わせ、手工芸や作品作りなどの創作的活動や園芸や農業などの生産活動の機会を提供し、その活動を通じて個々の自信や生活意欲を高めるとともに、社会との交流促進を図る支援を行います。</p>					
現状評価	令和5年度10月末現在、利用決定者は8名です。					
サービス見込量	第6期（実績・見込）					
	第7期（計画）					
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
実利用人数	8	9	9	9	9	9

【見込量確保の方策】

障がいのある人の日中の居場所づくりを確保する観点から、当該事業の継続的な実施に努めます。

(2) 任意事業

①日中一時支援事業

サービス内容	家族の就労支援や一時的な休息のために、障がい者（児）を障がい福祉サービス事業所などで一時的に預かって、見守りのサービスを実施します。						
現状評価	令和5年度10月末現在、利用決定者は6名です。						
サービス 見込量		第6期（実績・見込）			第7期（計画）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	実利用人数	1	3	2	3	3	3
	延べ利用回数	8	69	100	100	100	100

【見込量確保の方策】

障がい者及び世帯の状況を把握し適正なサービス提供に努め、事業者が行うサービスの利用を希望する障がい者に対し、民間の事業所等との連携によって、必要なサービス量の確保を目指します。

②福祉ホーム事業

サービス内容	家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障がい者に低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障がい者の地域生活を支援することを目的とした事業です。						
現状評価	令和5年度10月末現在、利用決定者はいません。 現在、市内に事業所はありません。						
サービス 見込量		第6期（実績・見込）			第7期（計画）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	利用人数	0	0	0	0	0	0

【見込量確保の方策】

利用者が必要なときに必要な障害者福祉ホームの提供ができるよう努めます。

③音訳奉仕員養成研修

サービス内容	必要な技術を習得した音訳奉仕員の養成を行います。					
現状評価	令和5年度は音訳奉仕員養成研修を実施していません。来年度以降実施予定。					
サービス見込量	第6期（実績・見込）			第7期（計画）		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	修了者数	2	2	2	2	2

【見込量確保の方策】

事業についての情報提供・周知を行い、幅広い参加者を確保していきます。

④広報点訳・音訳事業

サービス内容	市報等の点訳・音訳を行うことで、地域生活を行う上で必要度の高い情報を必要に応じて提供します。					
現状評価	令和5年度は事業を実施しており、来年度以降も実施予定です。					
サービス見込量	第6期（実績・見込）			第7期（計画）		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	実施見込み	実施	実施	実施	実施	実施

【見込量確保の方策】

事業についての情報提供・周知をして、利用を希望する障がい者に提供していきます。

⑤自動車改造助成事業

サービス内容	自動車改造に要する費用の一部助成（限度額10万円）について、今後も継続していきます。					
現状評価	令和5年度10月末現在、利用決定件数は1件です。					
サービス見込量	第6期（実績・見込）			第7期（計画）		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	利用件数	1	1	1	1	1

【見込量確保の方策】

必要時に対応できるよう制度を継続します。

(3) 経済的支援

経済的支援策として、以下の4つの事業において、利用者及びその配偶者の所得に応じ、段階的な上限を設け利用者負担の軽減を図ります。

■対象となる事業（地域生活支援事業）

- ①日常生活用具給付等事業
- ②移動支援事業
- ③地域活動支援センター事業
- ④日中一時支援事業

■具体的な負担軽減策**①の事業の場合**

利用者およびその配偶者が

- ・生活保護、市民税非課税の場合・・・無料
- ・市民税均等割のみ課税、市民税所得割額 20,000 円未満の場合
・・・5%（月額上限額 15,000 円）
- ・市民税所得割額 20,000 円以上の場合
・・・1割（月額上限額 37,200 円）

②③④の事業の場合

利用者およびその配偶者が

- ・生活保護、市民税非課税の場合・・・無料
- ・市民税均等割のみ課税、市民税所得割額 160,000 円未満の場合
・・・5%（月額上限額 3,750 円）
- ・市民税所得割額 160,000 円以上の場合
・・・1割（月額上限額 37,200 円）

第5章 計画の推進体制

1 適正な障害支援区分認定

必要なサービスが適正に利用できるよう、調査員や審査会委員などの知識・技術の向上を図りつつ、障がいの状態や程度、所得状況などを適正に把握し、正確・公平な認定と、計画相談支援により障がい者のニーズに応じた支給を決定します。

2 人材の育成・確保やサービスの質の向上

県や近隣自治体、関係機関などと連携し、計画を推進していく上で不可欠な専門従事者の確保に努めます。

サービスの質の向上に向け、事業所スタッフの研修会への参加促進など、障がいのある人に関する専門従事者の専門性の向上を図ります。

障がい福祉サービスを行っている事業所に、医療ケアのできるヘルパーの養成を働きかけます。

関係機関・事業所関係者による協議や意見交換の場を設置し、事例検討や苦情処理体制についての周知等を通じて、困難事例等の解決に向けた取組を行うことと併せて、支援者やサービス提供者の資質向上を図る体制づくりを進めます。

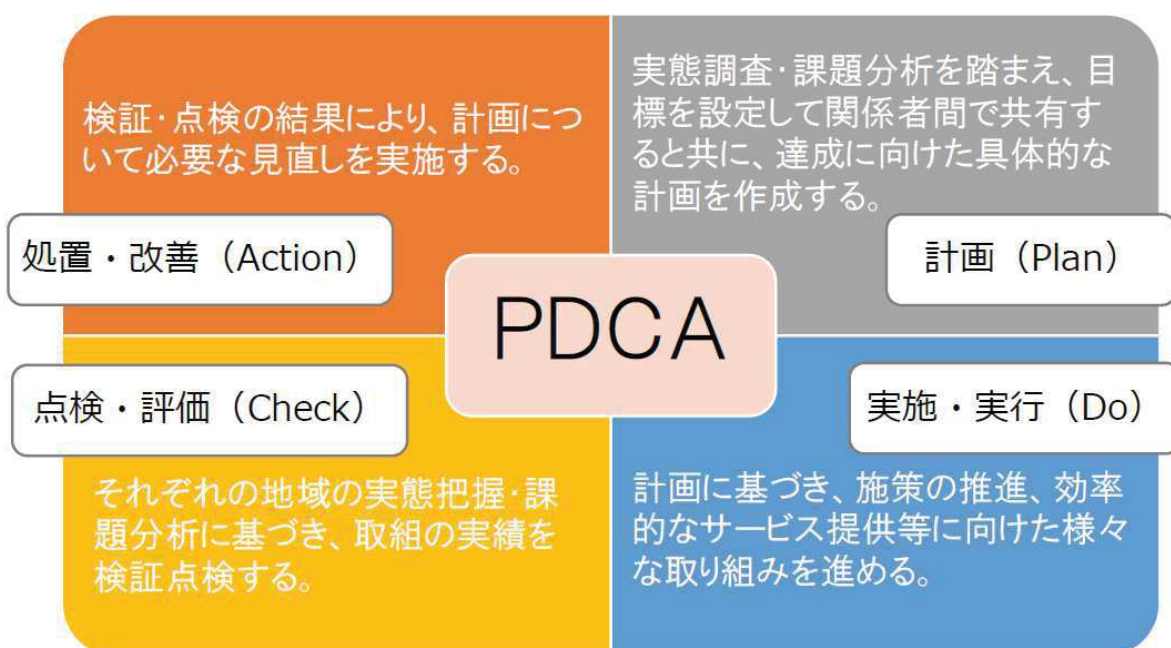
3 計画推進に向けての具体的方策

近年、障がい者施策をはじめ、福祉関係の諸制度の改正が多く、利用者が改正内容を理解しきれていない状況が見受けられます。障がい者自身の適切なサービス利用には、専門的な知識のある相談支援専門員と相談し、制度やサービス内容の理解を深めていくことが重要です。制度やサービスについて、よりわかりやすく周知を行うとともに、総合的な相談支援体制の充実を図り、適切な障がい福祉サービスの提供と日常生活の質の向上を促進します。

また、障がい者施策は、様々な分野にわたるものであるため、障がい者施設、医療、保健、行政関係者等で構成された豊後高田市地域自立支援協議会及び専門部会を中心に各関係機関との情報共有や意見交換に努め連携・調整を一層強化し、課題解決に向けた取組を進めます。

4 計画の進行管理

本計画の着実な実行に努めるため、計画の進捗状況を把握するとともに、年度ごとに点検・評価を実施します。進捗状況については、豊後高田市地域自立支援協議会へ必要に応じて報告し、状況により事業実施の見直しを行い、「計画（Plan）－実施・実行（Do）－点検・評価（Check）－処置・改善（Action）」の「PDCAマネジメントサイクル」に基づく、計画の評価・点検を行います。



資料編

■豊後高田市地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 77 条に規定する事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす組織として、豊後高田市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 委託相談支援事業者の中立性及び公平性の確保と運営評価 等に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関する こと。
- (3) 地域の関係組織によるネットワーク構築等に向けた協議に 関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第3項の規定 に基づく障害者計画に関する こと。
- (6) 法第 88 条第1項の規定に基づく障害福祉計画に関すること。
- (7) その他必要と認められる事項

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる職にある者（以下「委員」という。）をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要に応じて協議会に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 協議会に、必要に応じ、必要と認められる機関の担当者で構成する専門部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必 要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成 19 年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成 20 年 12 月5日から施行する。

附則

この要綱は、平成 25 年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成 27 年4月1日から施行する。

■豊後高田市地域自立支援協議会委員名簿

	分野	職名等	氏名
1	議 会	豊後高田市議会社会文教委員会 委員長	井ノ口 憲治
2	福 社	豊後高田市障害者福祉会 会長	渡邊 武文
3		豊後高田手をつなぐ育成会 会長	江口 正文
4		障害福祉サービス事業所ひまわり苑 施設長	冨嶋 孝徳
5		障害者支援施設コスモス 施設長	土谷 力
6		高田みづほ園 施設長	後藤 則隆
7		授産施設八光園 園長	森若 新平
8		保 健 医 療	豊後高田市医師会 会長
9	豊後高田市医師会 副会長		佐藤 春生
10	地 域	豊後高田市自治委員会連合会 副会長	山田 泰憲
11		豊後高田市民生児童委員協議会 副会長	曾我 宗光
12		豊後高田市民生児童委員協議会障がい福祉部会 部会長	秋吉 光隆
13		豊後高田市ボランティア連絡協議会 会長	岡村 田鶴子
14	療 育 ・ 教 育	豊後高田市保育協議会 会長	木下 秀孝
15		豊後高田市教育課程研究協議会特別支援教育部会 部会長	小川 匡
16	支 援 セ ン タ ー	地域総合支援センター サポートネットすまいる センター長	徳田 宏幸
17		ひまわり障がい者相談支援センター 相談支援専門員	吉松 留美子
18		みづほ障がい者相談支援センター センター長	貞池 健
19		地域相談支援事業所 コスモス 相談支援員	池田 正弘
20	行 政	宇佐公共職業安定所 所長	大田 信昭
21		大分県北部保健所 所長	山下 剛
22		豊後高田市副市長	安田 祐一
23		豊後高田市教育長	河野 潔
24	事 務 局	豊後高田市社会福祉課長	田染 定利
25		豊後高田市健康推進課長	清水 栄二
26		豊後高田市子育て支援課長	水江 和徳
27		豊後高田市学校教育課長	河野 政文

■豊後高田市障がい福祉のためのアンケート調査の概要

I 調査概要

1 調査目的

豊後高田市では、現在、令和6年度を初年度とする「豊後高田市第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画」の策定を進めています。本アンケート調査は、計画を策定するうえでの基礎資料として活用するため、福祉ニーズや日中活動の状況、意向などをお伺いするために実施しました。

2 調査対象

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、自立支援医療（精神通院医療）費受給者及び福祉サービスを利用している方から無作為抽出

3 調査方法

- ・郵送調査（郵送配布、郵送及びウェブフォームで回収）

4 調査期間

- ・令和5年7月21日～8月10日

5 調査項目

- | | |
|-----------|-----------|
| ①属性 | ②身の回りのこと |
| ③障害福祉サービス | ④生活の状況 |
| ⑤就労 | ⑥情報収集 |
| ⑦相談ごと | ⑧外出 |
| ⑨災害や医療 | ⑩権利擁護 |
| ⑪障害児支援 | ⑫豊後高田市の施策 |

6 回収結果

配布数(人)	有効回収数(人)	有効回収率(%)
998	(56) 500	50.1%

※有効回収数の上段()書きは、ウェブフォームからの回答数で全体の内数

【留意点】

- ・「調査結果」の図表は、原則として回答者の構成比（百分率）で表現しています。
- ・「N」、「n」は、「Number of case」の略で、構成比算出の母数を示しています。
- ・百分率による集計では、回答者数（該当質問においては該当者数）を100%として算出し、本文及び図表の数字に関しては、すべて小数第2位を四捨五入、小数第1位までを表記しています。このため、すべての割合の合計が100%にならないことがあります。
- ・複数回答（2つ以上選ぶ問）の設問では、すべての割合の合計が100%を超えることがあります。
- ・図表中の「0.0」は四捨五入の結果または、回答者が皆無であることを表します。

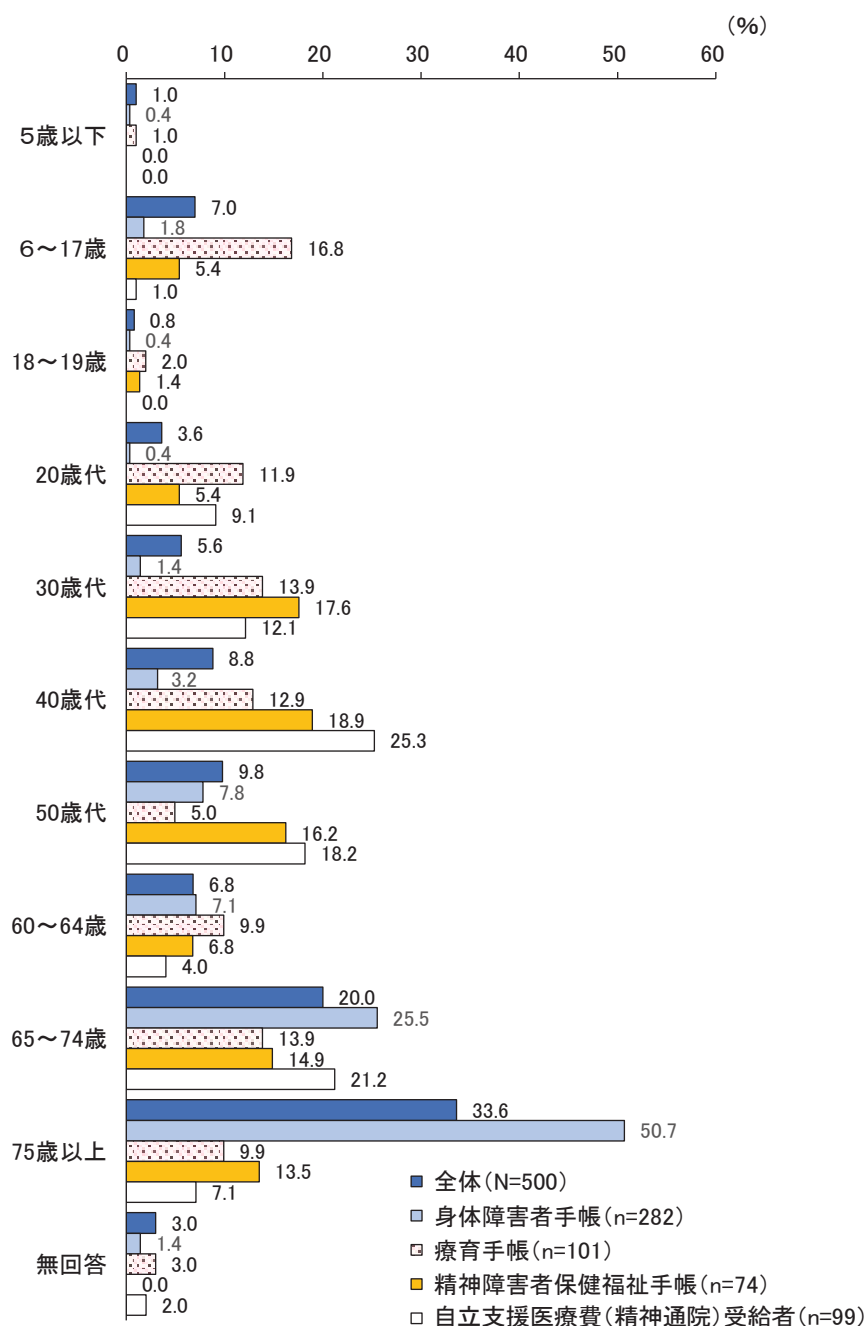
II 調査結果の概要

1 あなた（あて名の方）のこについて

問3 あなたの年齢を教えてください。（令和5年7月1日現在）

「75歳以上」が33.6%で最も多く、次いで「65歳～74歳」（20.0%）、「50歳代」（9.8%）、「40歳代」（8.8%）などが続いています。

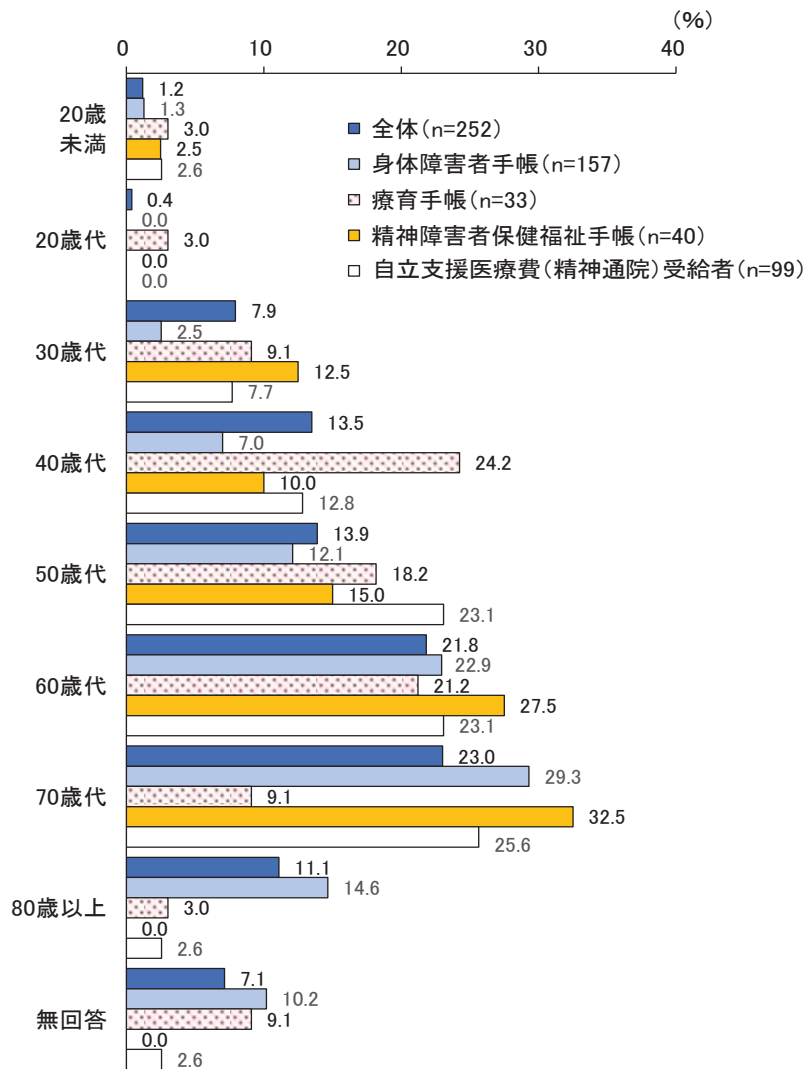
手帳等の種類別では、身体障害者手帳所持者は「75歳以上」が、療育手帳保持者は「6～17歳」が、精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療費（精神通院）受給者は「40歳代」が最も多くなっています。



問3-1 あなたを主に支援（介助等）している方の年齢を教えてください。

「70歳代」が23.0%で最も多く、次いで「60歳代」（21.8%）、「50歳代」（13.9%）、「40歳代」（13.5%）などが続いています。「80歳以上」も11.1%を占めています。

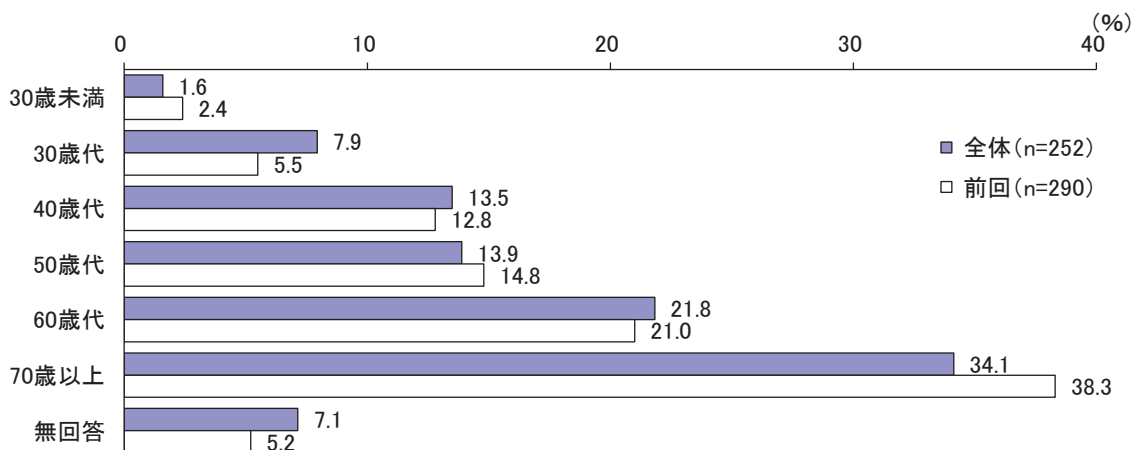
手帳等の種類別では、療育手帳保持者は「40歳代」が最も多くなっています。



※問12で1～4と回答した方を集計

【前回調査結果との比較】

前回調査結果と比較すると、「70歳以上」が減っています。

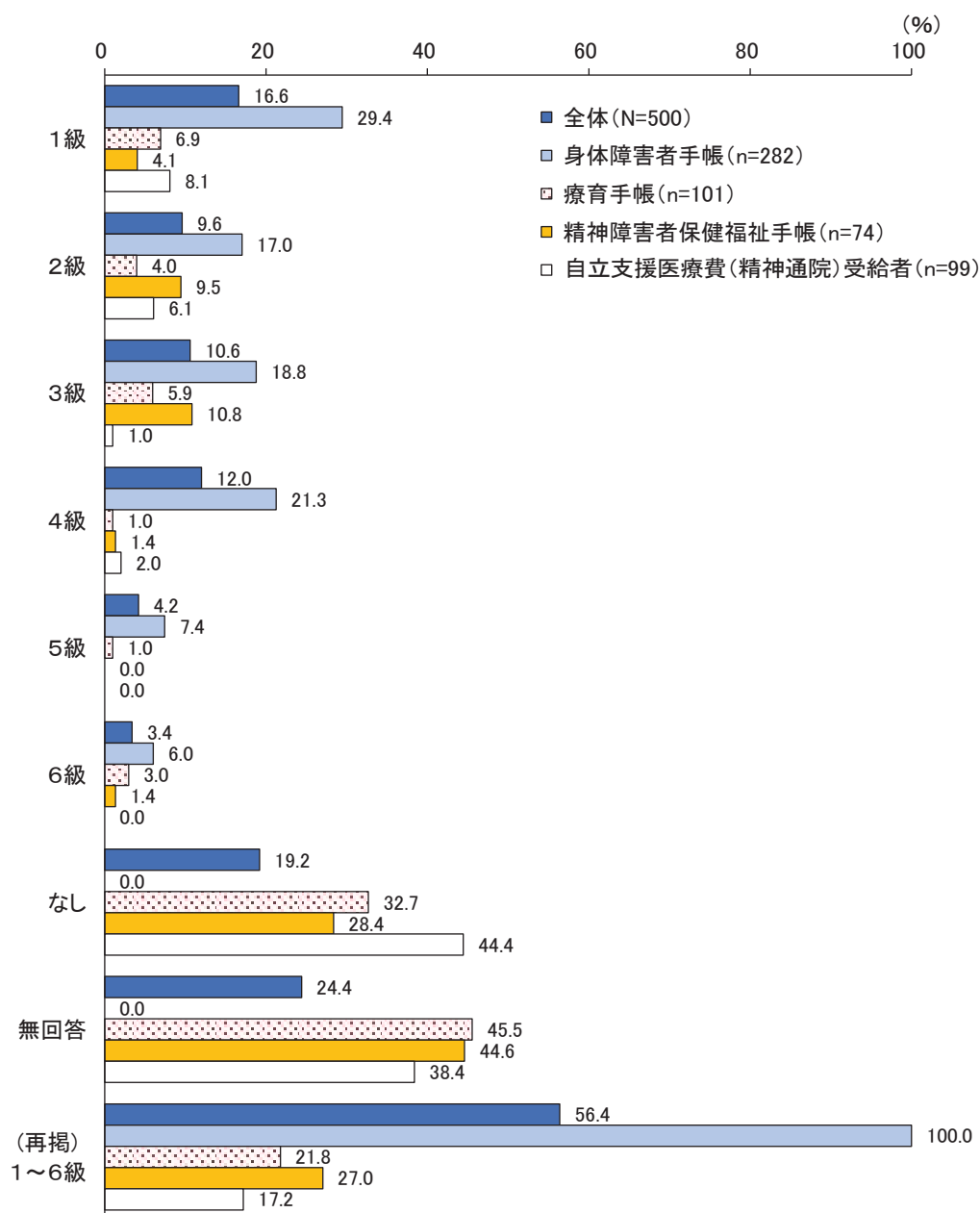


問6 あなたが認定を受けている障害等級や種類、自立支援医療（精神通院医療）、医師から診断を受けているものについて

【身体障害者手帳の等級】

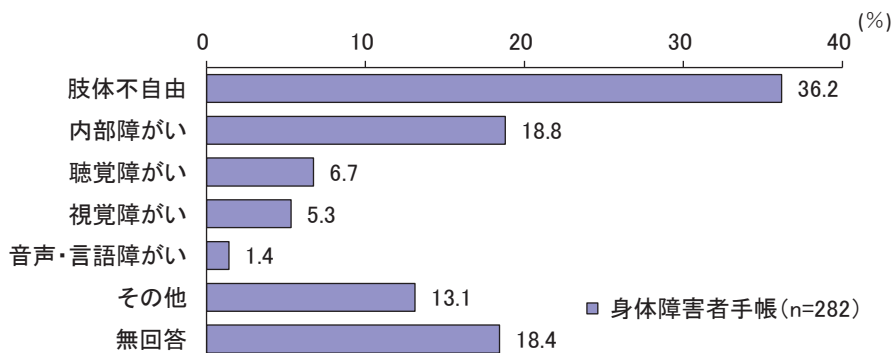
身体障害者手帳所持者の等級は、「1級」が29.4%で最も多く、次いで「4級」(21.3%)、「3級」(18.8%)、「2級」(17.0%)などが続いています。

療育手帳所持者の21.8%、精神障害者保健福祉手帳所持者の27.0%、自立支援医療費（精神通院）受給者の17.2%が身体障害者手帳を持っていると回答しています。



【身体障害の種類】

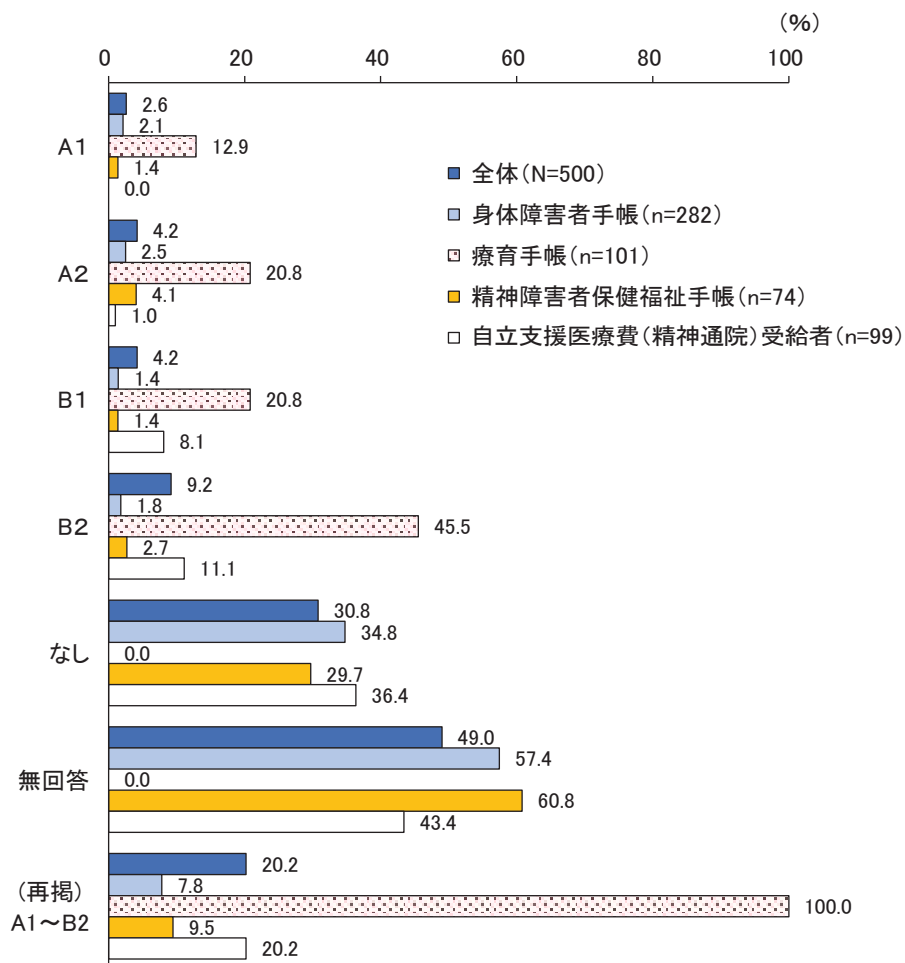
「肢体不自由」が36.2%と最も多く、次いで「内部障がい」(18.8%)、「聴覚障がい」(6.7%)、「視覚障がい」(5.3%)などが続いています。



【療育手帳の種類】

療育手帳所持者の種類は、「B2」が45.5%と最も多く、次いで「A2」、「B1」(それぞれ20.8%)、「A1」(12.9%)となっています。

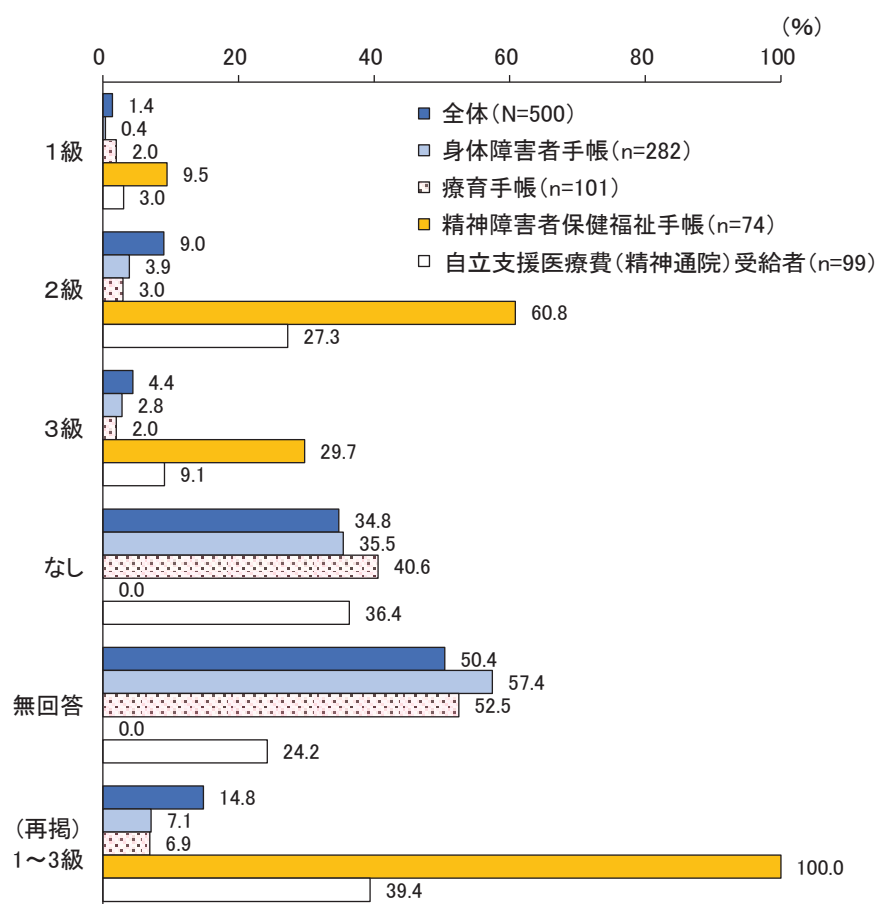
身体障害者手帳所持者の7.8%、精神障害者保健福祉手帳所持者の9.5%、自立支援医療費(精神通院)受給者の20.2%が療育手帳を持っていると回答しています。



【精神障害者保健福祉手帳の等級】

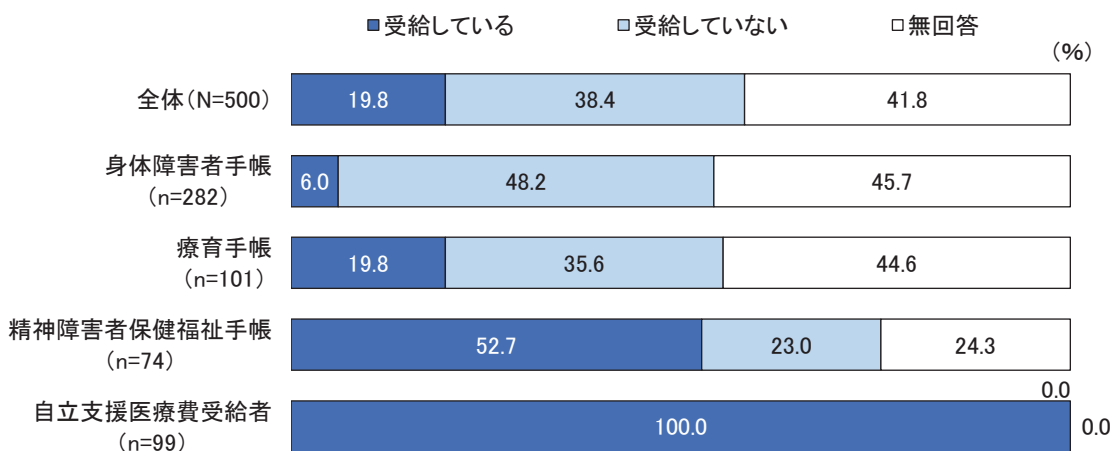
精神障害者保健福祉手帳所持者の等級は、「2級」が60.8%で最も多く、次いで「3級」(29.7%)、「1級」(9.5%)となっています。

身体障害者手帳所持者の7.1%、療育手帳所持者の6.9%、自立支援医療費（精神通院）受給者の39.4%が精神障害者保健福祉手帳を持っていると回答しています。



【自立支援医療費（精神通院）受給の有無】

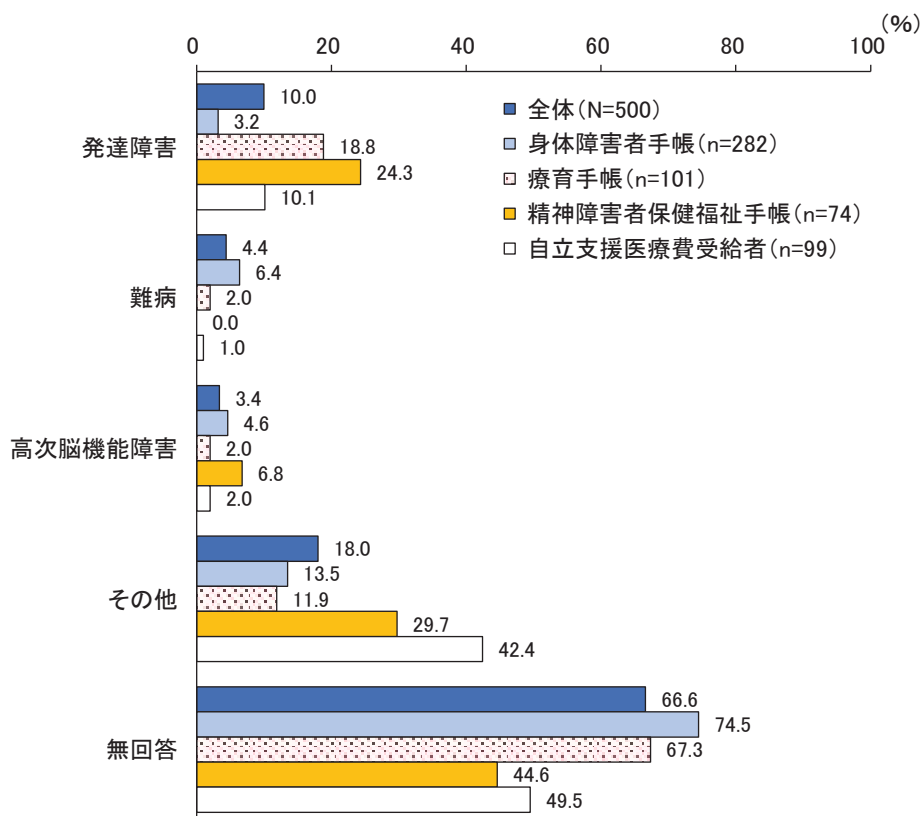
「受給している」が19.8%、「受給していない」が38.4%となっています。
精神障害者保健福祉手帳所持者では、52.7%が「受給している」と回答しています。



【医師等から診断、助言を受けているもの】

具体的な障害としては、「発達障害」が10.0%で最も多く、次いで、「難病」(4.4%)、「高次脳機能障害」(3.4%)となっています。「その他」が18.0%と多くなっています。

身体障害者手帳所持者では、「難病」が最も多くなっています。



▼難病

・網膜色素変性症 ・広範脊柱管狭窄症 ・脊椎小脳変性症 ・バッド・キアリ症候群
・後縦靭帯骨化症 ・神経線維腫症 ・ミオパチー ・潰瘍性大腸炎 ・原発性胆汁性胆管炎 等

▼その他

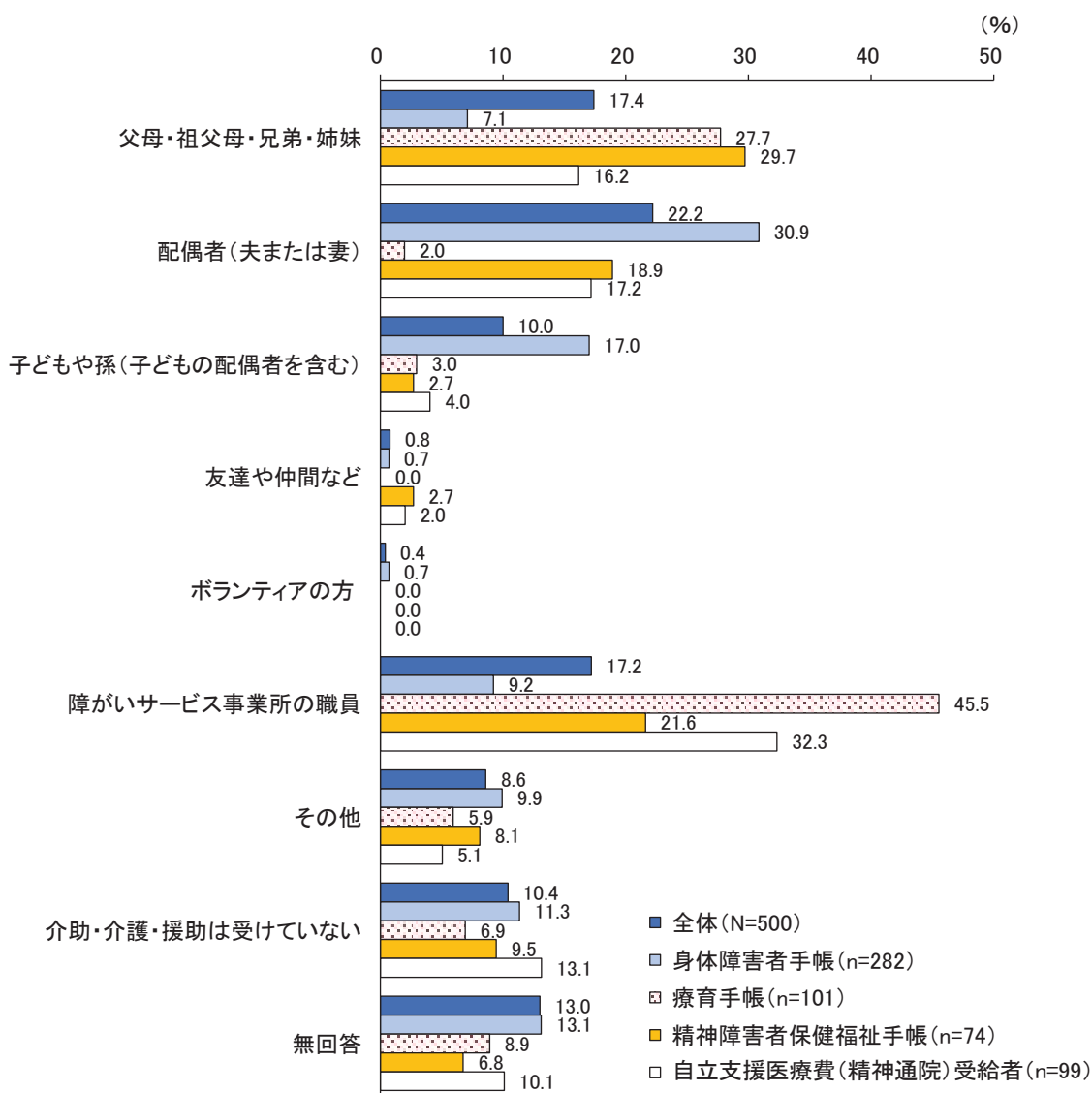
・うつ病 ・精神遅滞 ・統合失調症 ・心臓病 ・てんかん ・若年性認知症 ・頸椎損傷 等

2 身の回りのことについて

問 12 日常生活に支援が必要な場合、主に支援しているのはどなたですか。

「配偶者（夫または妻）」が 22.2% で最も多く、次いで「父母・祖父母・兄弟・姉妹」（17.4%）、「障がいサービス事業所の職員」（17.2%）、「子どもや孫（子どもの配偶者を含む）」（10.0%）などが続いています。

療育手帳所持者、自立支援医療費（精神通院）受給者では「障がいサービス事業所の職員」が、精神障害者保健福祉手帳所持者では「父母・祖父母・兄弟・姉妹」が最も多くなっています。



3 障がい福祉サービスについて

問 13 あなたは、次のサービスを利用していますか。また、今後利用したいと考えていますか。（それぞれのサービスについて、現在利用している場合は1または2を、現在利用していない場合は3または4を選んでください。）

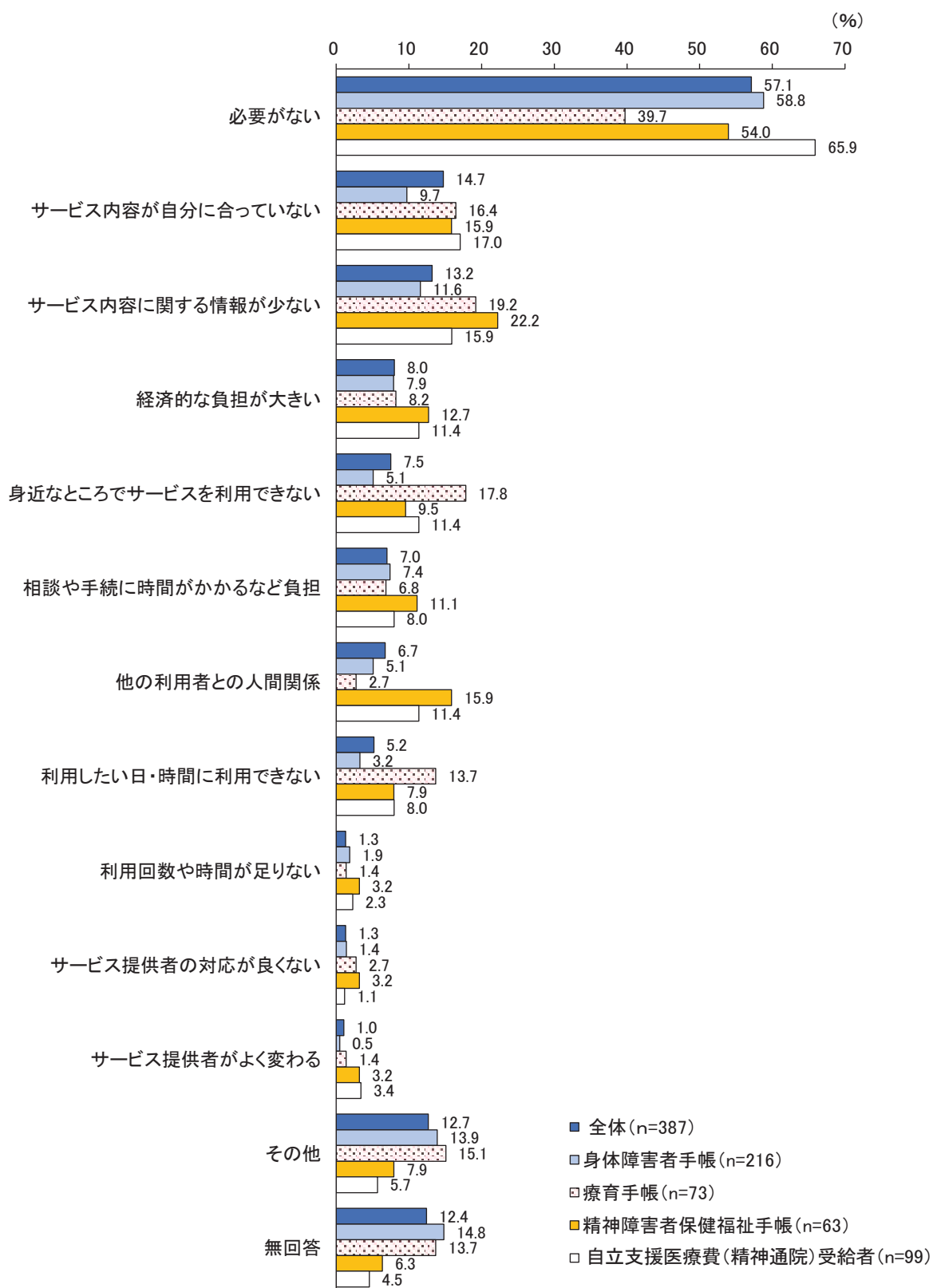
■サービスの利用状況・利用意向

単位：人・%

	全体	現在、利用		現在、未利用		無回答
		今後も利用したい	今後は利用しない	今後は利用したい	今後も利用しない	
1. 居宅介護	500	2.2	2.0	12.2	58.2	25.4
2. 重度訪問介護	500	1.0	1.8	8.6	61.4	27.2
3. 同行援護	500	1.2	1.8	7.0	61.8	28.2
4. 行動援護	500	1.8	1.8	11.2	58.4	26.8
5. 重度障害者等包括支援	500	0.0	0.0	10.6	58.8	30.6
6. 生活介護	500	3.2	1.8	11.2	57.4	26.4
7. 自立訓練	500	5.0	1.0	16.2	49.4	28.4
8. 就労移行支援	500	2.2	1.0	8.4	59.6	28.8
9. 就労継続支援(A型・B型)	500	12.8	1.2	8.6	51.4	26.0
10. 就労定着支援	500	2.4	0.6	8.8	59.0	29.2
11. 短期入所	500	2.6	1.4	19.0	50.6	26.4
12. 療養介護	500	3.0	0.4	14.6	54.6	27.4
13. 自立生活援助	500	3.8	0.4	16.0	51.2	28.6
14. 共同生活援助(グループホーム)	500	9.6	1.2	10.8	51.8	26.6
15. 施設入所支援	500	7.6	0.8	13.4	52.4	25.8
16. 計画相談支援	500	18.0	0.8	12.2	41.8	27.2
17. 地域移行支援	500	1.8	0.6	12.2	56.0	29.4
18. 地域定着支援	500	2.8	0.6	17.0	51.4	28.2
19. 手話通訳者・要約筆記者派遣	500	0.6	1.4	4.0	64.4	29.6
20. 日常生活用具給付 (ストーマやおむつなど)	500	4.0	1.4	16.8	50.2	27.6
21. 移動支援(個別支援型)	500	1.6	1.6	17.6	52.0	27.2
22. 移動支援(車両移送型)	500	2.0	0.8	18.8	50.4	28.0
23. 地域活動支援センター	500	2.0	0.8	14.0	55.4	27.8
24. 福祉ホーム	500	0.0	0.0	12.6	55.2	32.2
25. 日中一時支援	500	1.2	1.2	13.6	51.2	32.8
26. 児童発達支援	40	35.0	0.0	22.5	37.5	5.0
27. 医療型児童発達支援	40	0.0	0.0	5.0	82.5	12.5
28. 障害児入所支援	40	12.5	2.5	15.0	62.5	7.5
29. 放課後等デイサービス	40	52.5	0.0	20.0	25.0	2.5
30. 保育所等訪問支援	40	22.5	2.5	2.5	62.5	10.0
31. 障害児相談支援	40	22.5	0.0	30.0	37.5	10.0
32. 居宅訪問型児童発達支援	40	0.0	0.0	7.5	82.5	10.0

問 13-1 現在利用していない理由は何ですか。(複数回答)

サービスを利用していない理由は、「必要がない」が57.1%で最も多く、次いで「サービス内容が自分に合っていない」(14.7%)、「サービス内容に関する情報が少ない」(13.2%)、「経済的な負担が大きい」(8.0%)などが続いています。

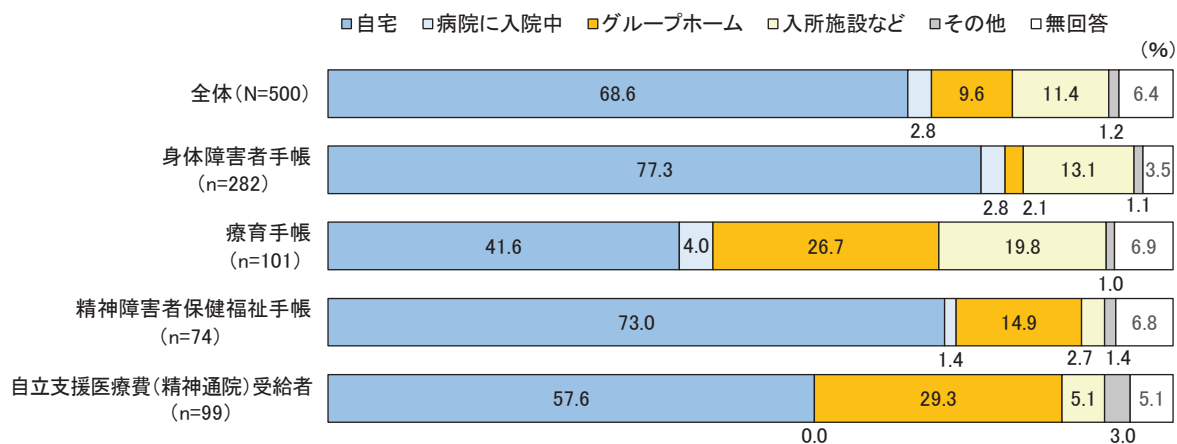


4 生活の状況について

問 14 現在の生活の場所（寝起きをしている場所）はどこですか。

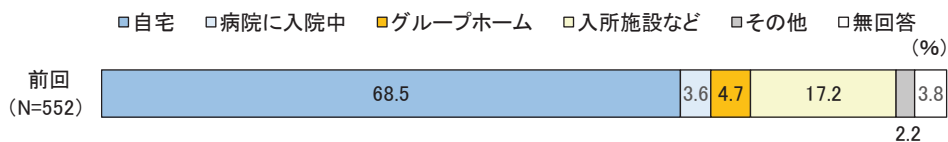
「自宅」が 68.6%で最も多く、次いで「入所施設など」(11.4%)、「グループホーム」(9.6%)、「病院に入院中」(2.8%)などが続いています。

療育手帳所持者では、「自宅」よりも自宅以外（「グループホーム」、「入所施設など」）のほうが多くなっています。



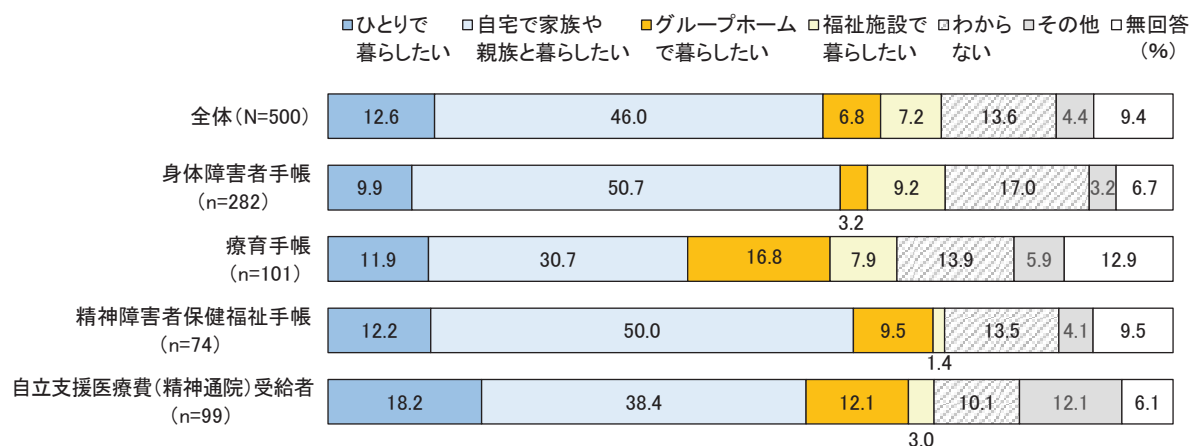
【前回調査結果との比較】

前回調査結果と比較すると、「グループホーム」が増えている一方、「入所施設など」が減っています。



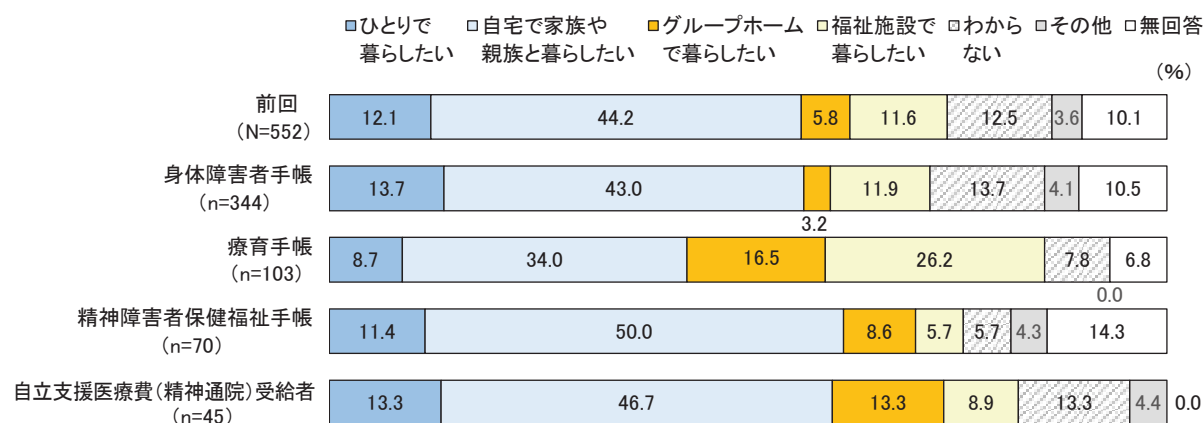
問 15 あなたは、これからの生活をどのように送りたいとお考えですか。

「自宅で家族や親族と暮らしたい」が46.0%で最も多く、次いで「わからない」(13.6%)、「ひとりで暮らしたい」(12.6%)、「福祉施設で暮らしたい」(7.2%)、「グループホームで暮らしたい」(6.8%) などとなっています。



【前回調査結果との比較】

前回調査結果と比較すると、「福祉施設で暮らしたい」との回答が、全体でも、各手帳等所持者ごとにみても減っています。特に療育手帳所持者では、大きく減っています。

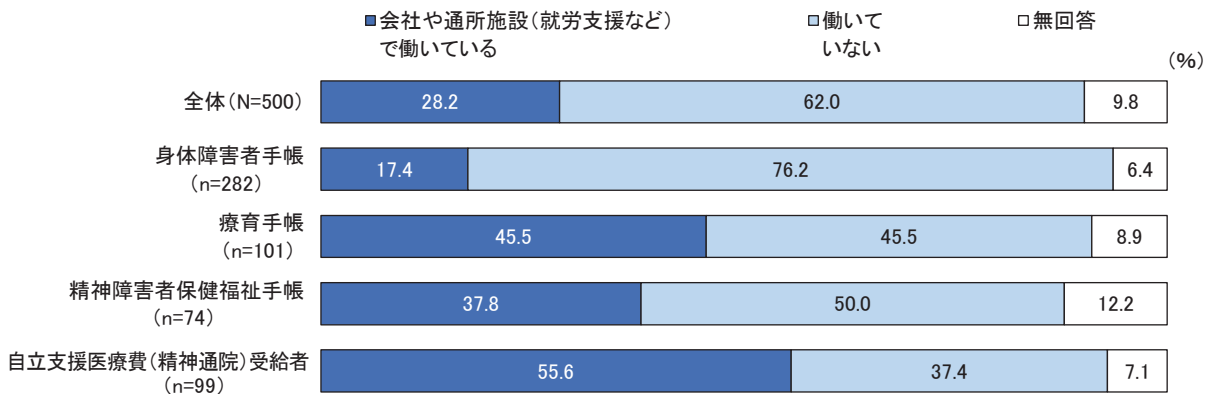


5 就労について

問 16 あなたは現在、働いていますか。

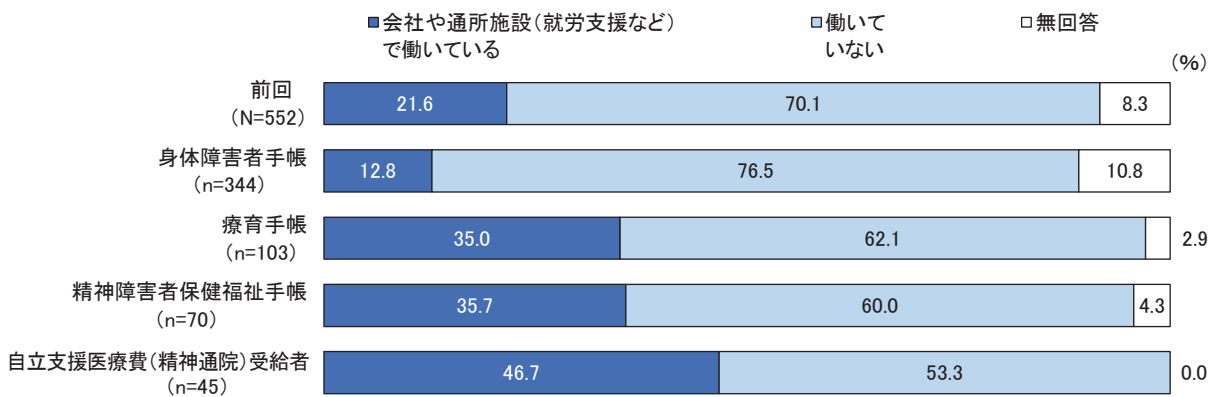
「会社や通所施設（就労支援など）で働いている」が28.2%、「働いていない」が62.0%となっています。

自立支援医療費（精神通院）受給者では、過半数が「会社や通所施設（就労支援など）で働いている」と回答しています。



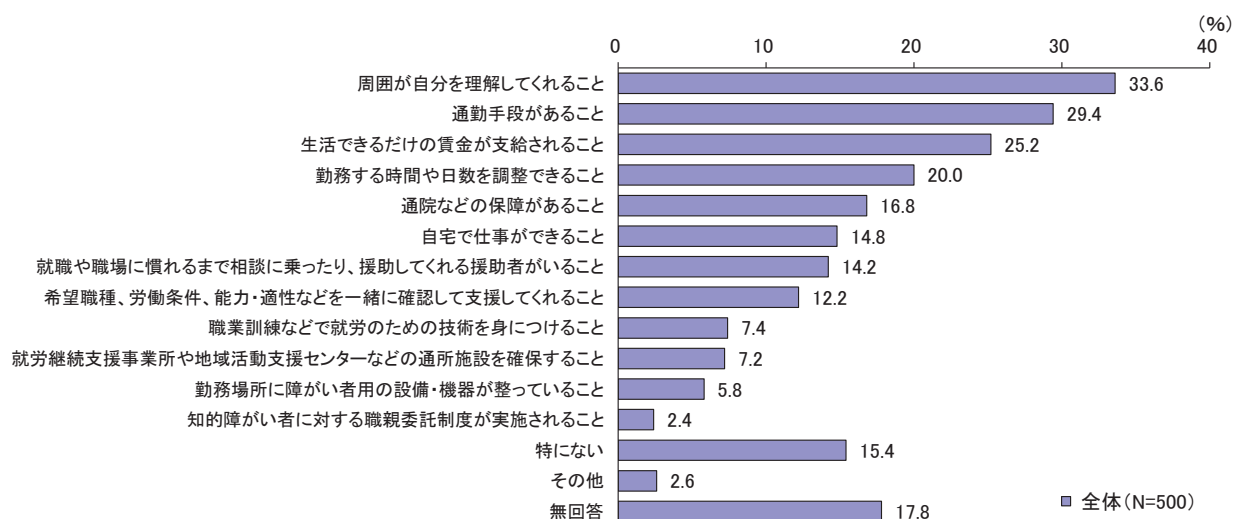
【前回調査結果との比較】

前回調査結果と比較すると、「会社や通所施設（就労支援など）で働いている」との回答が、全体でも、各手帳等所持者ごとにみても伸びています。



問 18 障がいや心の病などでお困りの人が働くためには、どのような環境が整っていることが大切だと思いますか。(複数回答)

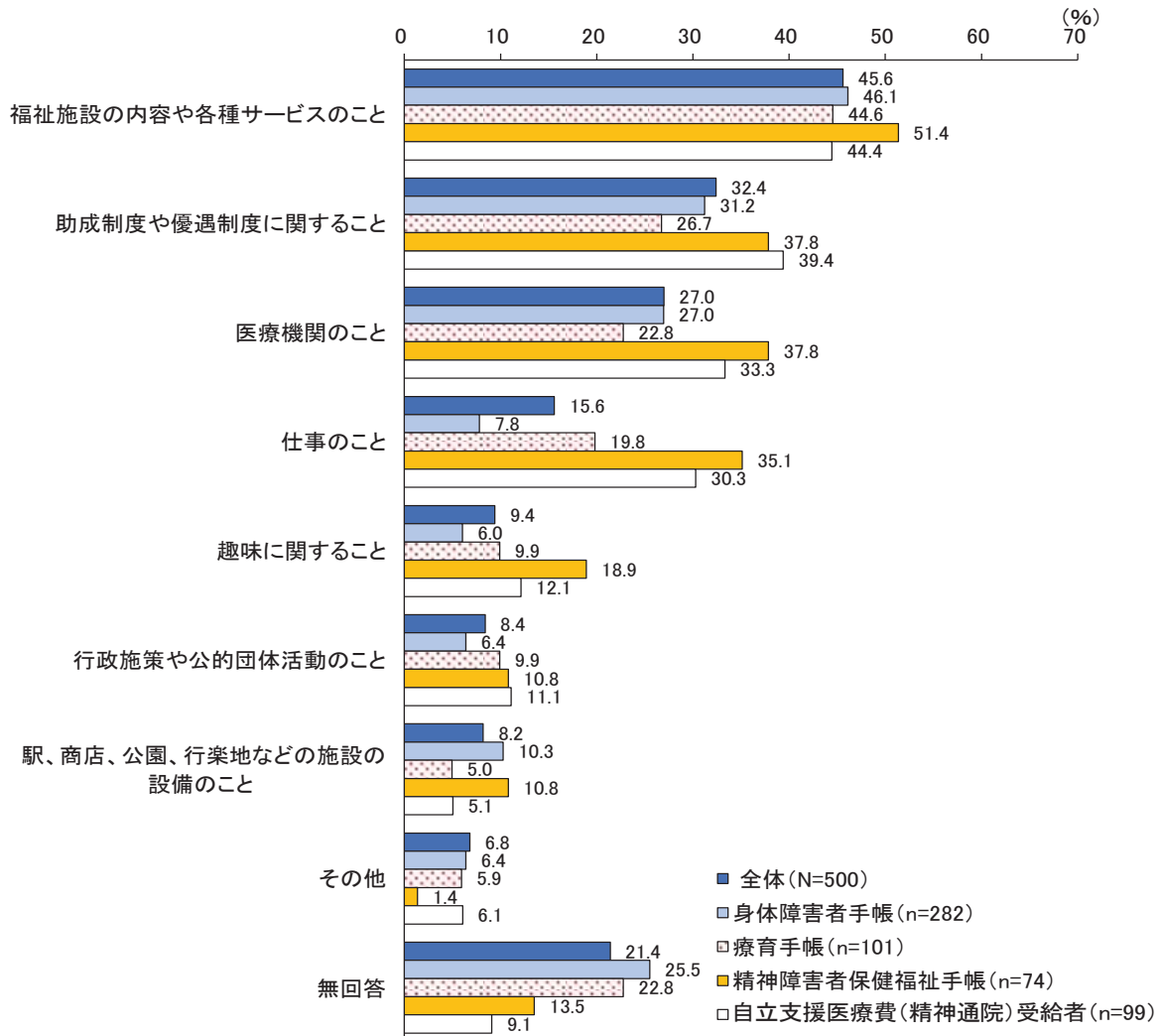
「周囲が自分を理解してくれること」が 33.6%で最も多く、次いで「通勤手段があること」(29.4%)、「生活できるだけの賃金が支給されること」(25.2%)、「勤務する時間や日数を調整できること」(20.0%)などが続いています。



6 情報収集について

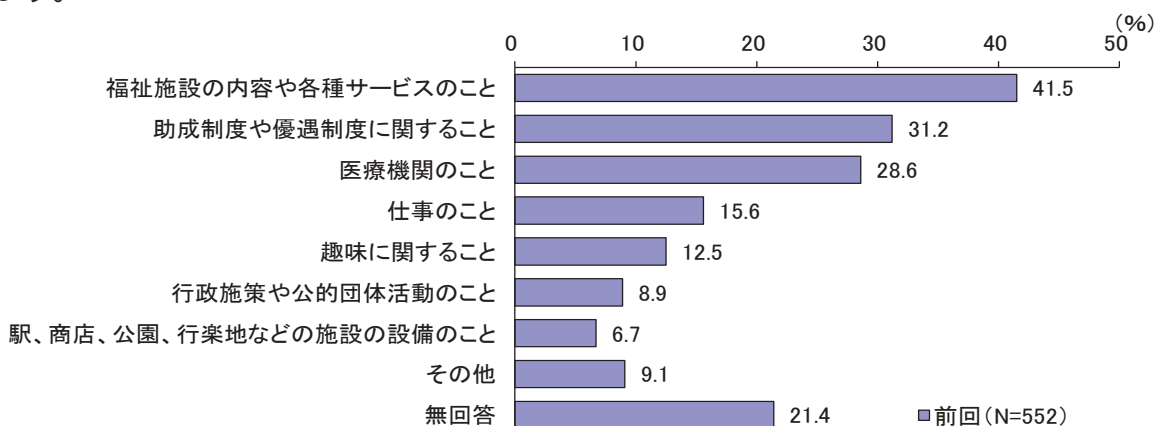
問 21 あなたが、ほしい情報はどのような内容ですか。(複数回答)

「福祉施設の内容や各種サービスのこと」が45.6%で最も多く、次いで「助成制度や優遇制度に関すること」(32.4%)、「医療機関のこと」(27.0%)、「仕事のこと」(15.6%)などが続いています。



【前回調査結果との比較】

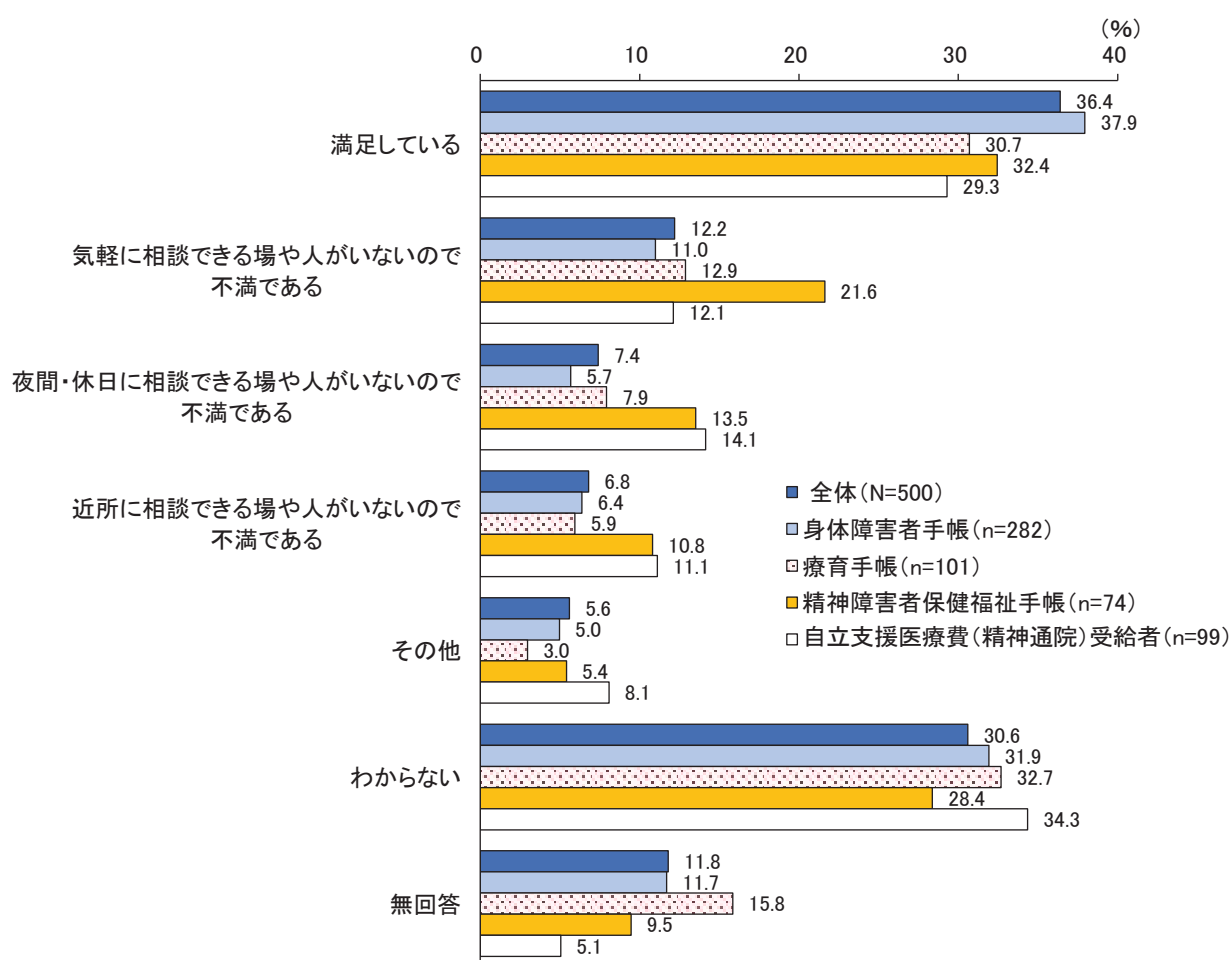
前回調査結果と比較すると、「福祉施設の内容や各種サービスのこと」が4.1ポイント伸びています。



7 相談ごとについて

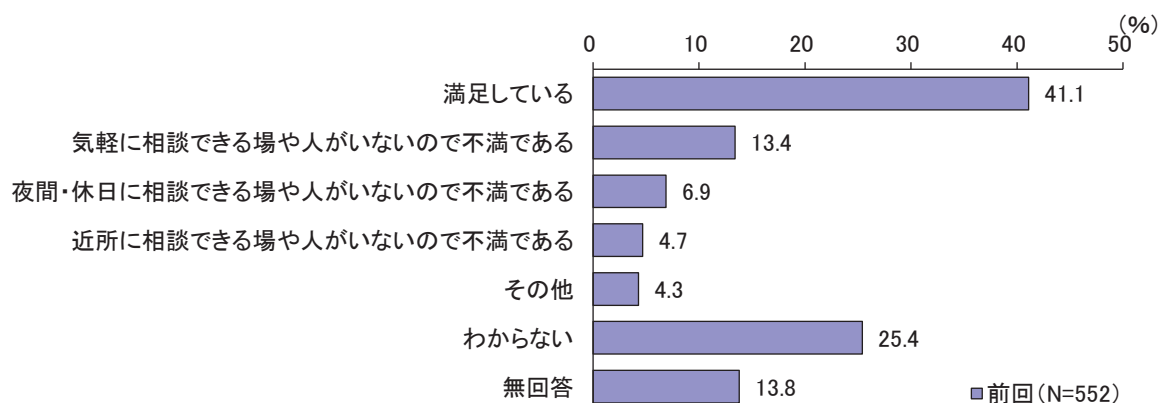
問 23 現在の困ったときの相談体制について、あなたはどのように感じていますか。(複数回答)

「満足している」が36.4%で最も多く、次いで「気軽に相談できる場や人がいないので不満である」が12.2%、「夜間・休日に相談できる場や人がいないので不満である」が7.4%、「近所に相談できる場や人がいないので不満である」が6.8%となっています。「わからない」が30.6%に上っています。



【前回調査結果との比較】

前回調査結果と比較すると、「満足している」が5ポイント程度低くなっています。

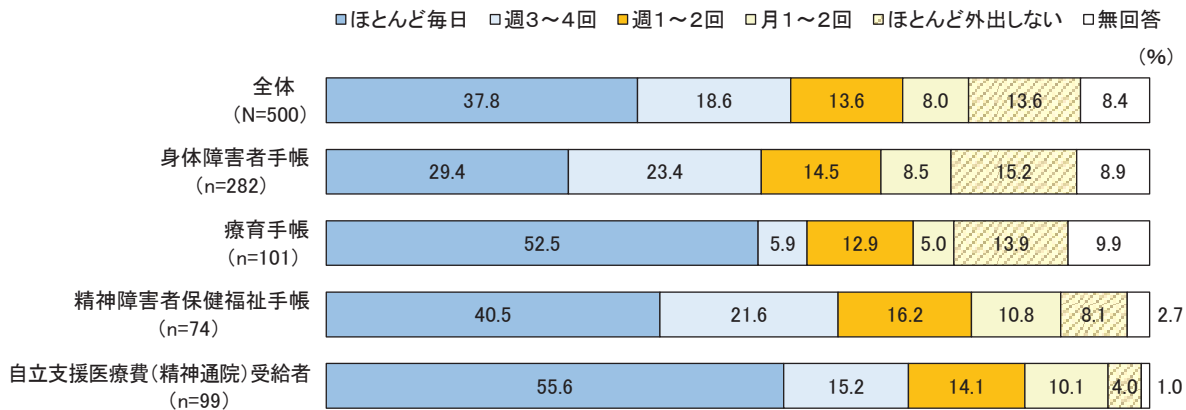


8 外出について

問 24 あなたは、普段どのくらい外出しますか。

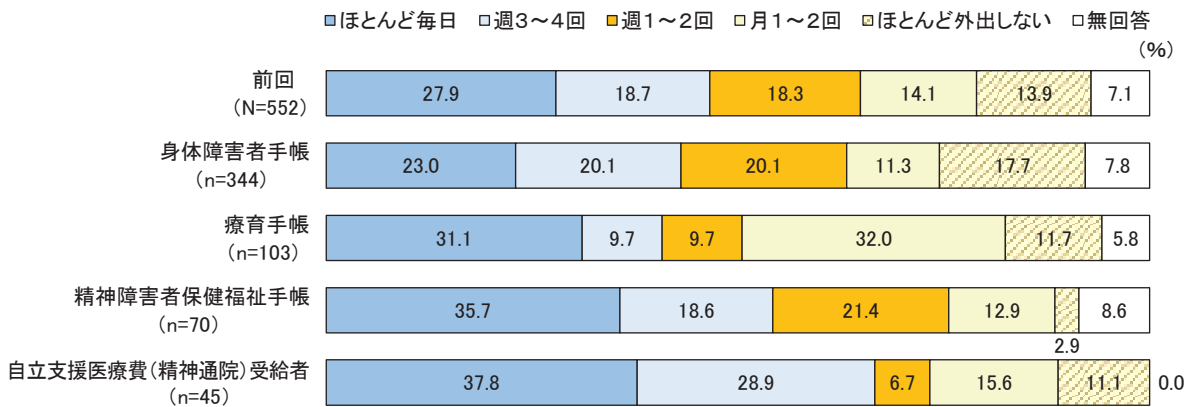
「ほとんど毎日」が 37.8%で最も多く、次いで「週3～4回」(18.6%)、「週1～2回」、「ほとんど外出しない」(それぞれ 13.6%)、「月1～2回」(8.0%)などが続いています。

手帳等の種類別では、自立支援医療費(精神通院)受給者、療育手帳所持者では、「ほとんど毎日」が過半数を占めており、外出頻度の高い方が多くなっています。



【前回調査結果との比較】

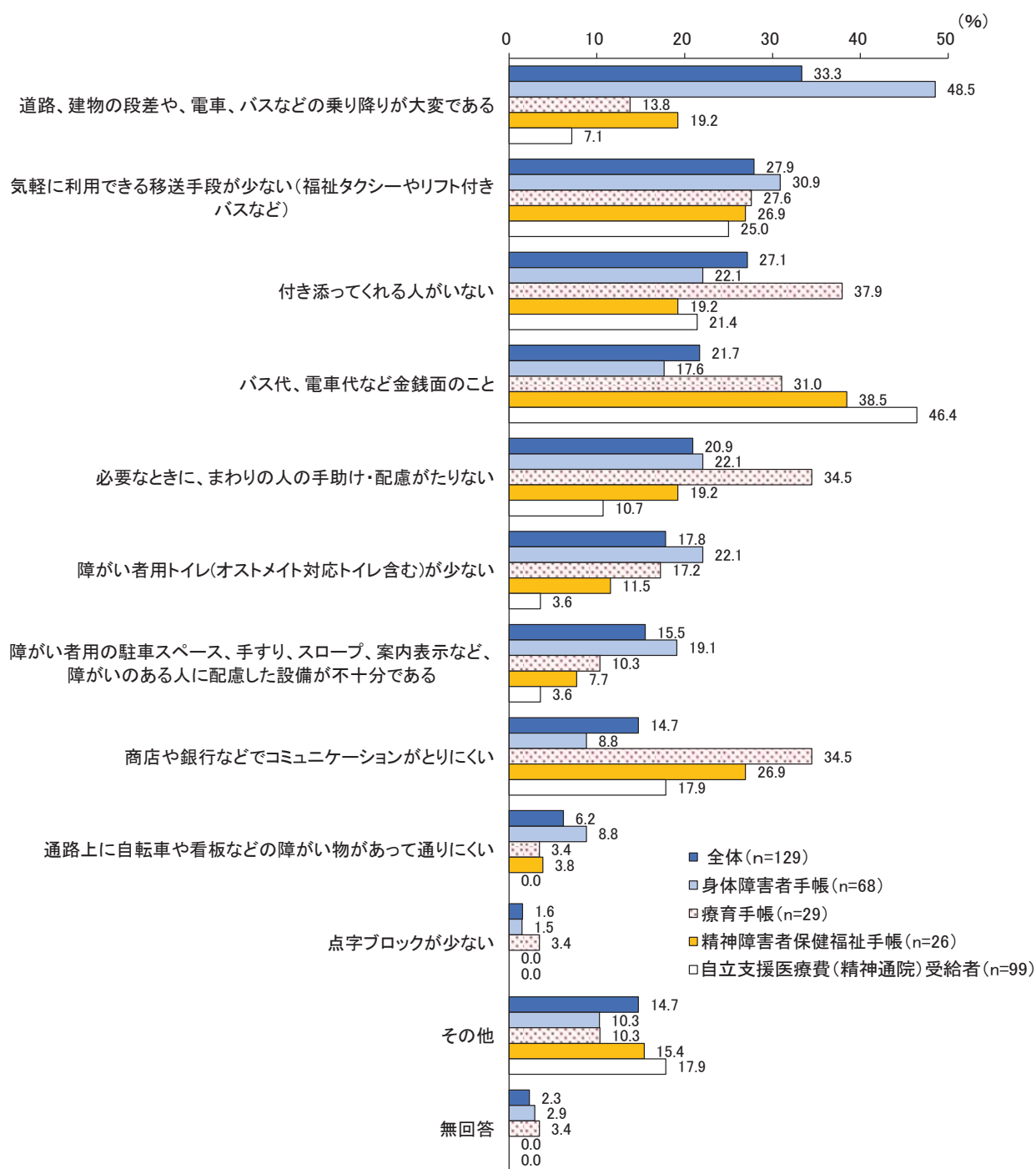
前回調査結果と比較すると、「ほとんど毎日」との回答が大幅に増えています。



問 26-1 外出の際、困ったり不便に感じることはどんなことですか。(複数回答)

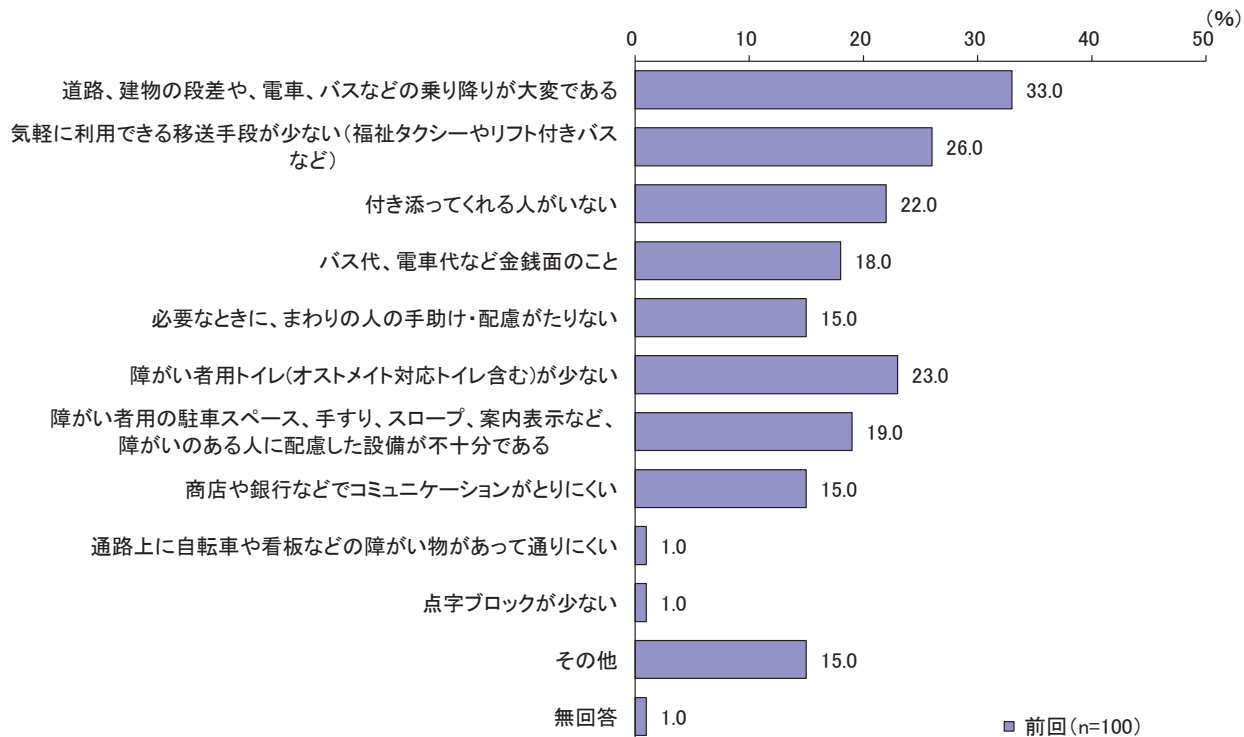
「道路、建物の段差や、電車、バスなどの乗り降りが大変である」が33.3%で最も多く、次いで「気軽に利用できる移送手段が少ない(福祉タクシーやリフト付きバスなど)」(27.9%)、「付き添ってくれる人がいない」(27.1%)、「バス代、電車代など金銭面のこと」(21.7%)、「必要なときに、まわりの人の手助け・配慮が足りない」(20.9%)などが続いています。

療育手帳所持者では、「付き添ってくれる人がいない」が、精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療費(精神通院)受給者では、「バス代、電車代など金銭面のこと」が最も多くなっています。



【前回調査結果との比較】

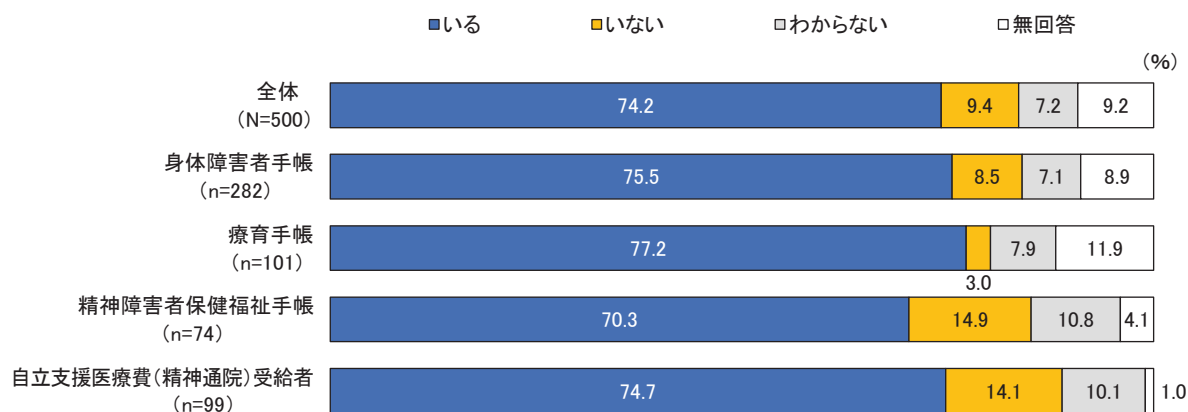
前回調査結果と比較すると、「付き添ってくれる人がいない」、「バス代、電車代など金銭面のこと」、「必要なときに、まわりの人の手助け・配慮がたりない」などが増えています。



9 災害や医療について

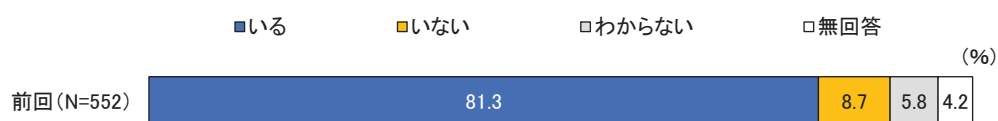
問 28 あなたには、急病などの緊急時や地震、台風などの災害時に手助けをしてくれる人が身近にいますか。

「いる」が74.2%で最も多く、次いで「いない」が9.4%、「わからない」が7.2%となっています。



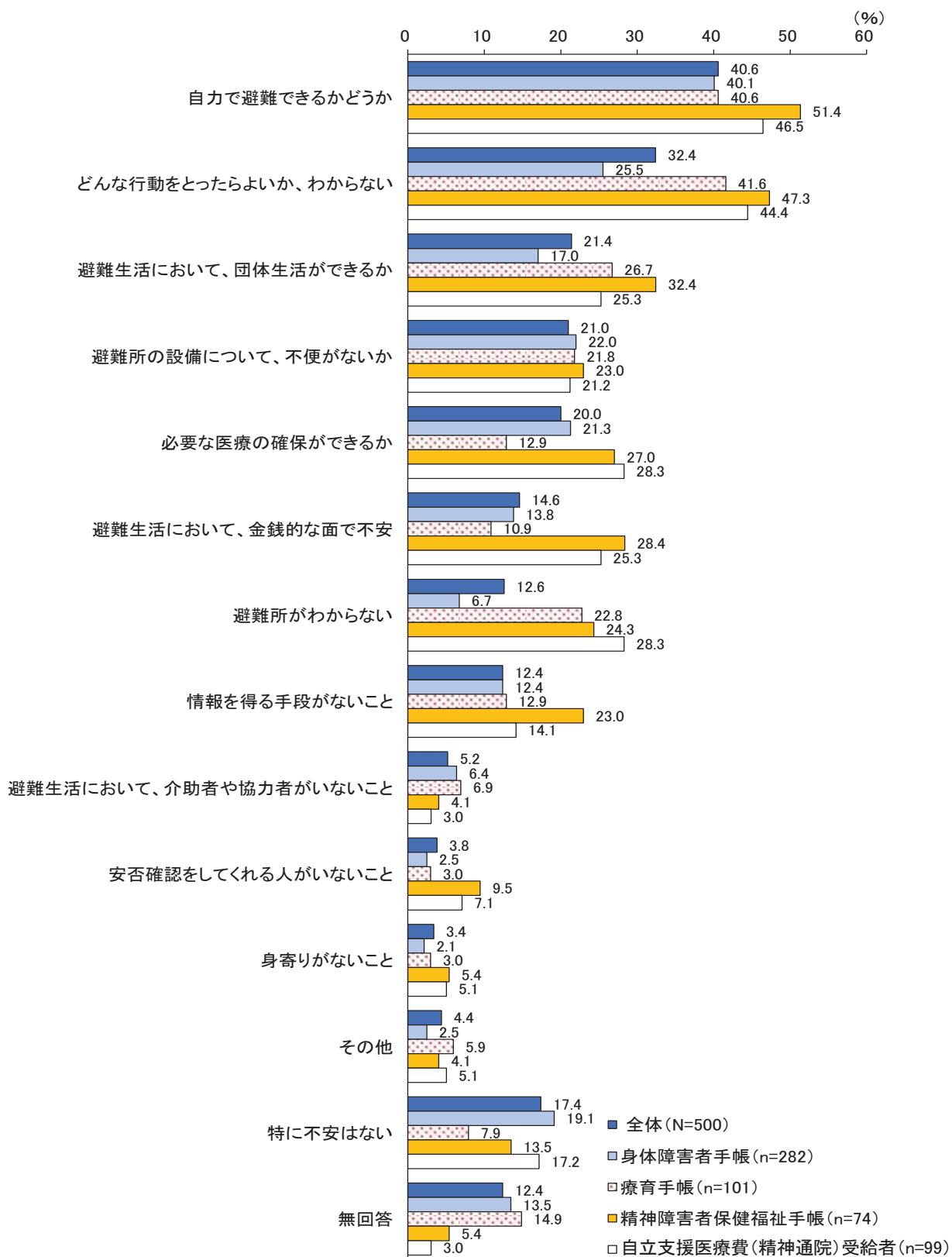
【前回調査結果との比較】

前回調査結果と比較すると、「いる」との回答が減っています。



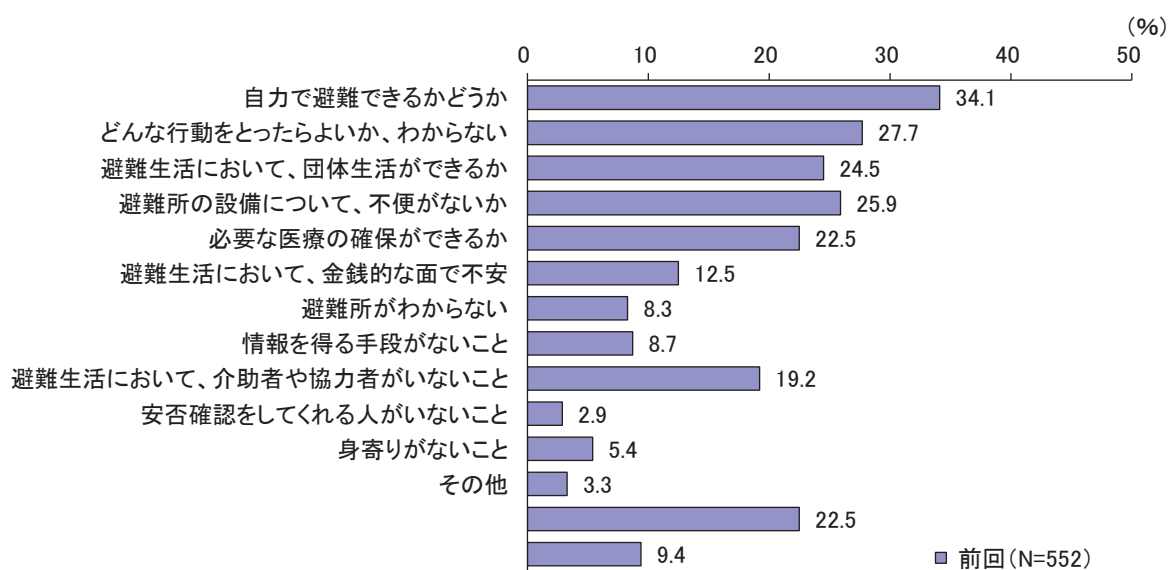
問 30 あなたは災害時を想定した場合、どのような不安がありますか。(複数回答)

「自力で避難できるかどうか」が40.6%で最も多く、次いで「どんな行動をとったらよいか、わからない」(32.4%)、「避難生活において、団体生活ができるか」(21.4%)、「避難所の設備について、不便がないか」(21.0%)、「必要な医療の確保ができるか」(20.0%)などの順となっています。また、「特に不安はない」との回答も17.4%になっています。



【前回調査結果との比較】

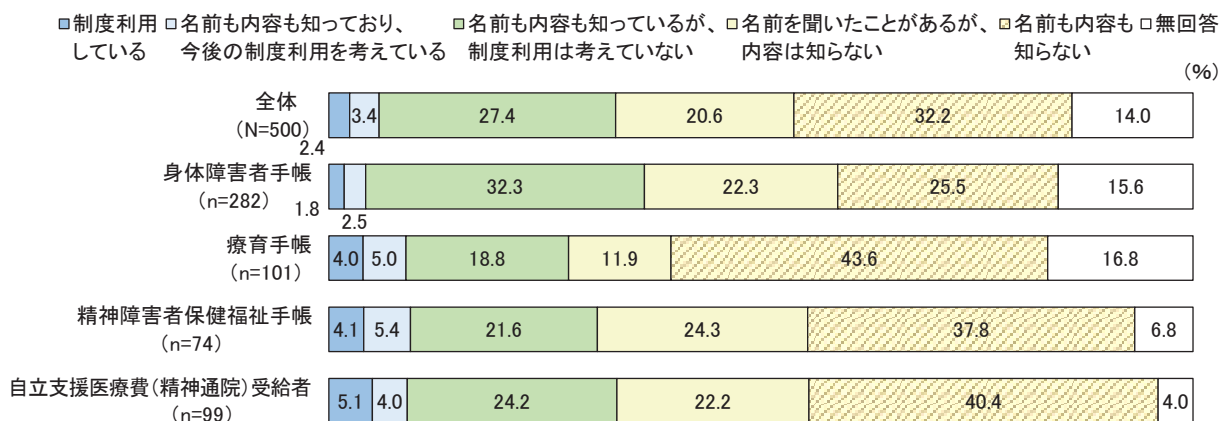
前回調査結果と比較すると、「自力で避難できるかどうか」、「どんな行動をとったらよいか、わからない」、「避難生活において、金銭的な面で不安」など、ほとんどの項目が増えています。災害時の不安が増している様子が見えます。



10 権利擁護について

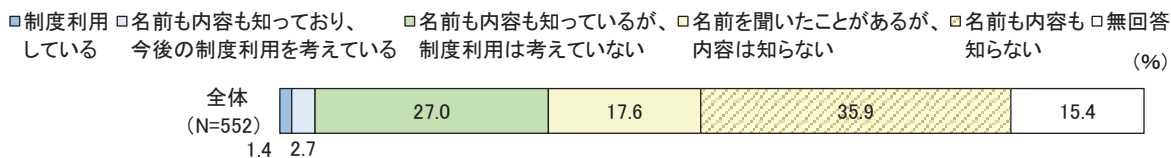
問 32 成年後見制度についてご存じですか。

「名前も内容も知らない」が 32.2%で最も多く、次いで「名前も内容も知っているが、制度利用は考えていない」が 27.4%、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が 20.6%、「名前も内容も知っており、今後の制度利用を考えている」が 3.4%、「制度利用している」が 2.4%となっています。



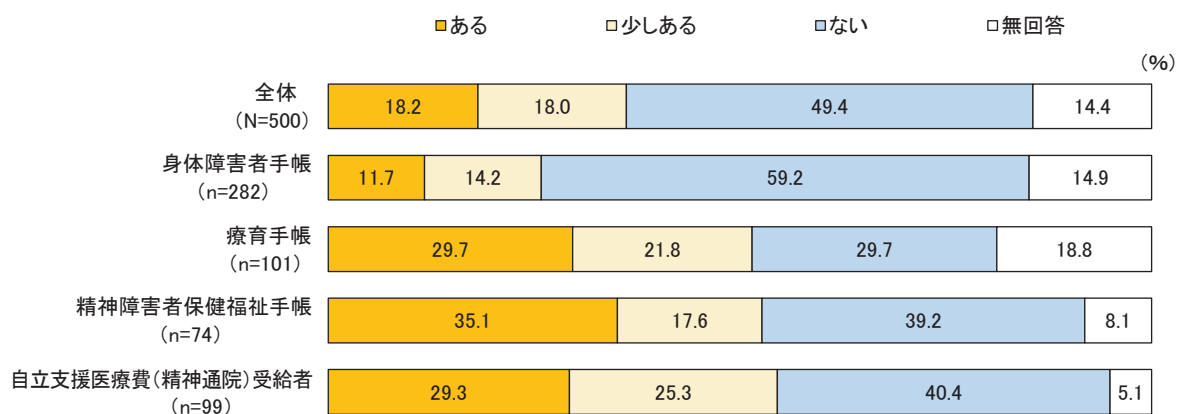
【前回調査結果との比較】

前回調査結果と比較すると、「名前も内容も知っており、今後の制度利用を考えている」、「制度利用している」との回答が、それぞれ増えています。



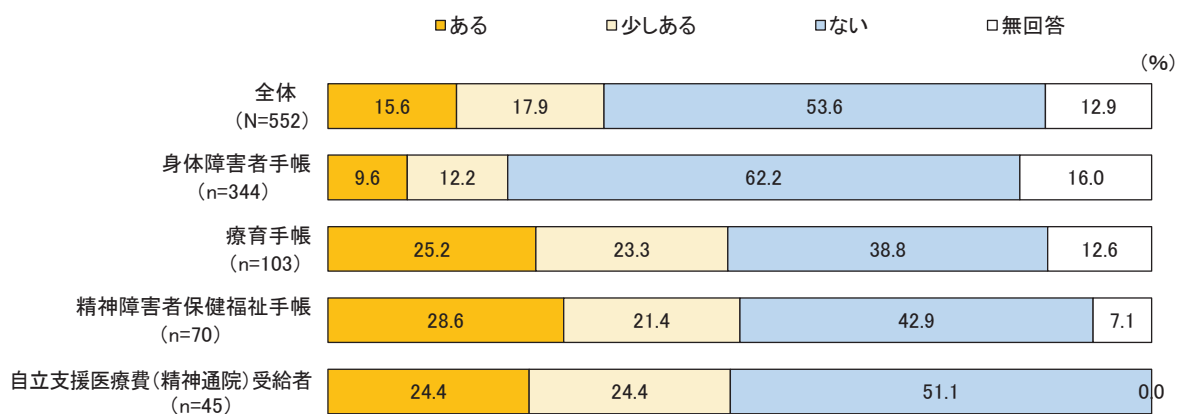
問 34 あなたは、障がいや病気などによって差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか。

「ない」が49.4%と最も多く、次いで「ある」が18.2%、「少しある」が18.0%となっています。



【前回調査結果との比較】

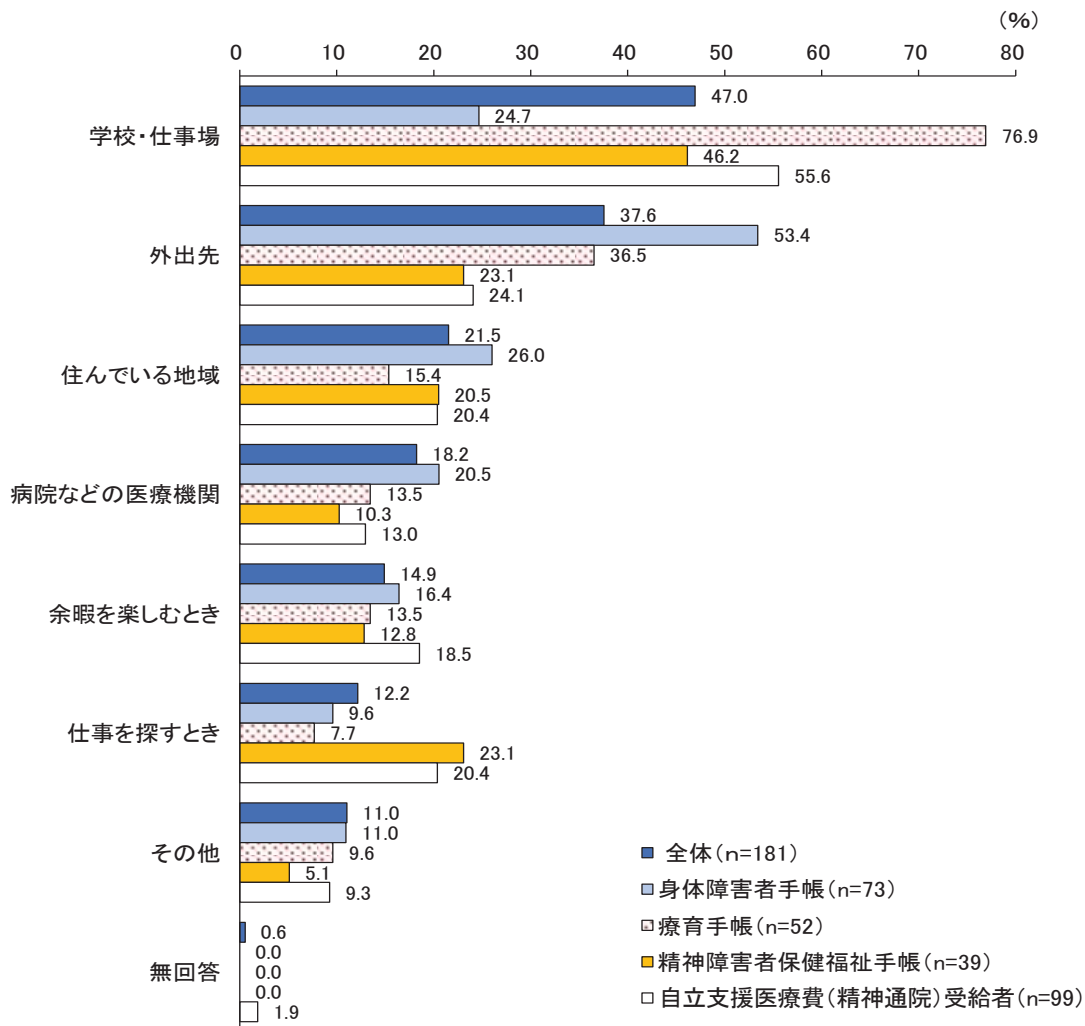
前回調査結果と比較すると、「ある」との回答が、全体でも、各手帳等の種類ごとにみても増えています。



問 34-1 どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。(複数回答)

「学校・仕事場」が47.0%で最も多く、次いで「外出先」(37.6%)、「住んでいる地域」(21.5%)、「病院などの医療機関」(18.2%)などが続いています。

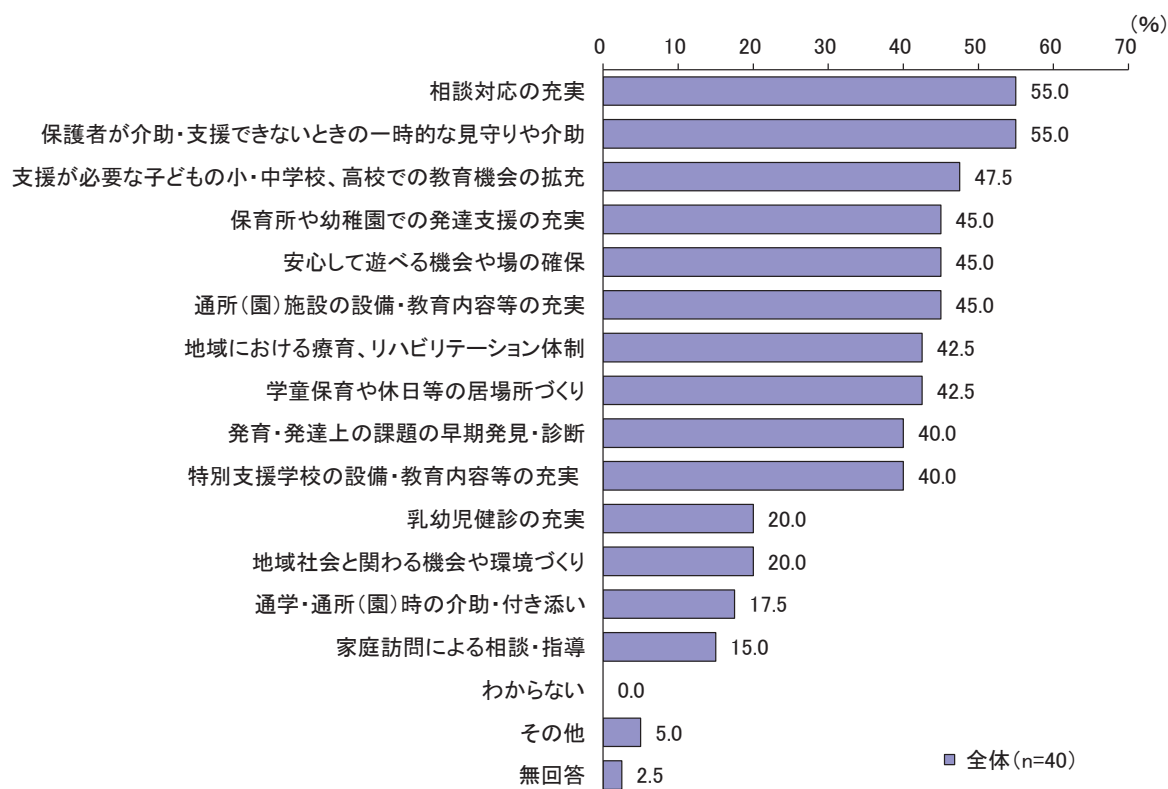
身体障害者手帳所持者では、「外出先」が最も多くなっています。



11 障害児支援について

問35 発育・発達上の支援が必要な子どものための施策で、特に重要なことは何ですか。(複数回答)

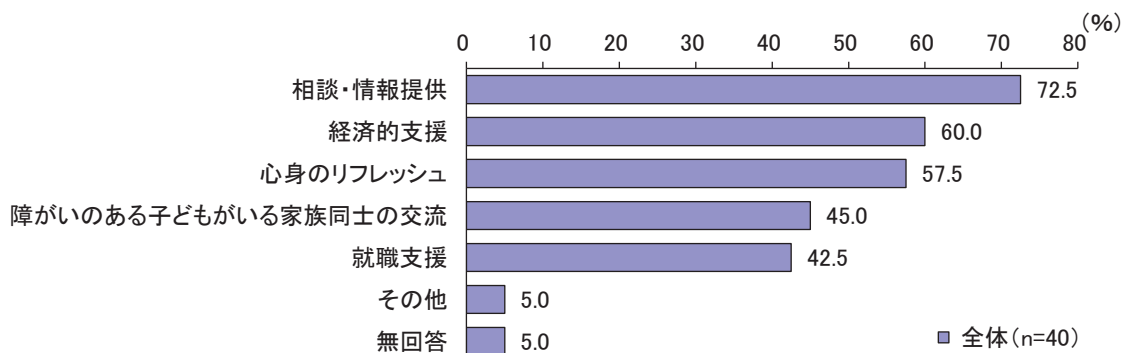
「相談対応の充実」、「保護者が介助・支援できないときの一時的な見守りや介助」がそれぞれ55.0%で最も多く、次いで「支援が必要な子どもの小・中学校、高校での教育機会の拡充」(47.5%)、「保育所や幼稚園での発達支援の充実」、「安心して遊べる機会や場の確保」、「通所(園)施設の設備・教育内容等の充実」(それぞれ45.0%)などが続いています。



※障害児支援については、18歳未満の方のみを集計

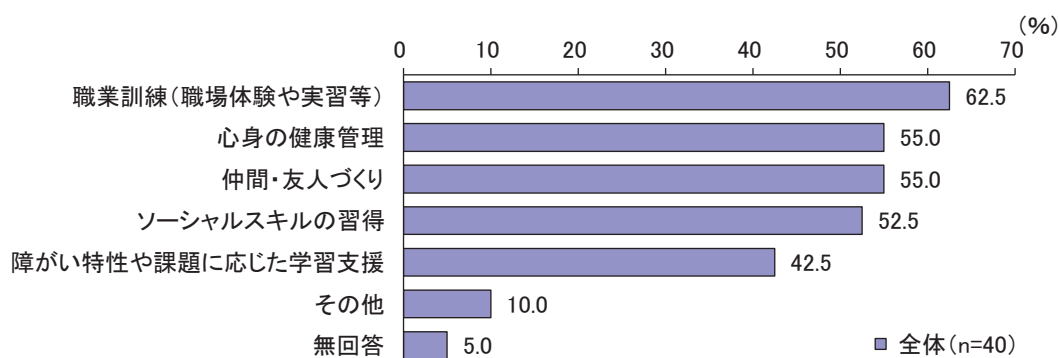
問 36 ご本人を主にサポートしている保護者の方にかかっています。保護者が支援してほしいと思うことは何ですか。(複数回答)

「相談・情報提供」が72.5%で最も多く、次いで「経済的支援」(60.0%)、「心身のリフレッシュ」(57.5%)、「障がいのある子どもがいる家族同士の交流」(45.0%)などが続いています。



問 37 ご本人が学校を卒業した後、円滑な日常生活や社会生活を送るために必要と思う支援は何ですか。(複数回答)

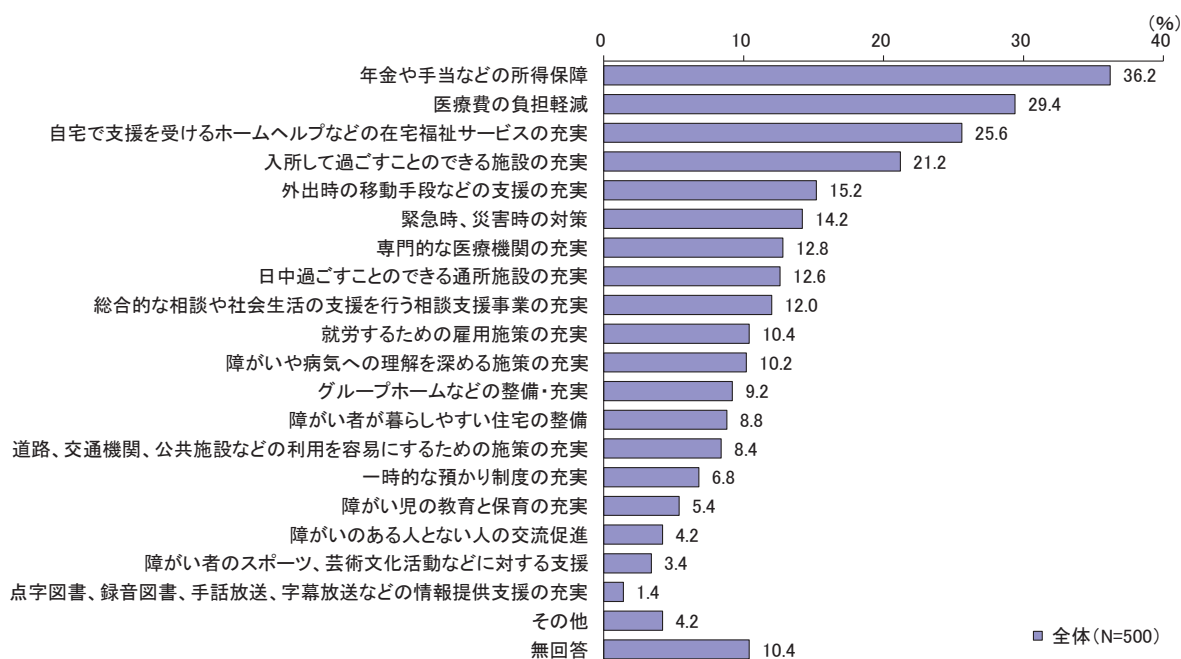
「職業訓練 (職場体験や実習等)」が62.5%で最も多く、次いで「心身の健康管理」、「仲間・友人づくり」(それぞれ55.0%)、「ソーシャルスキルの習得」(52.5%)などが続いています。



12 豊後高田市の施策について

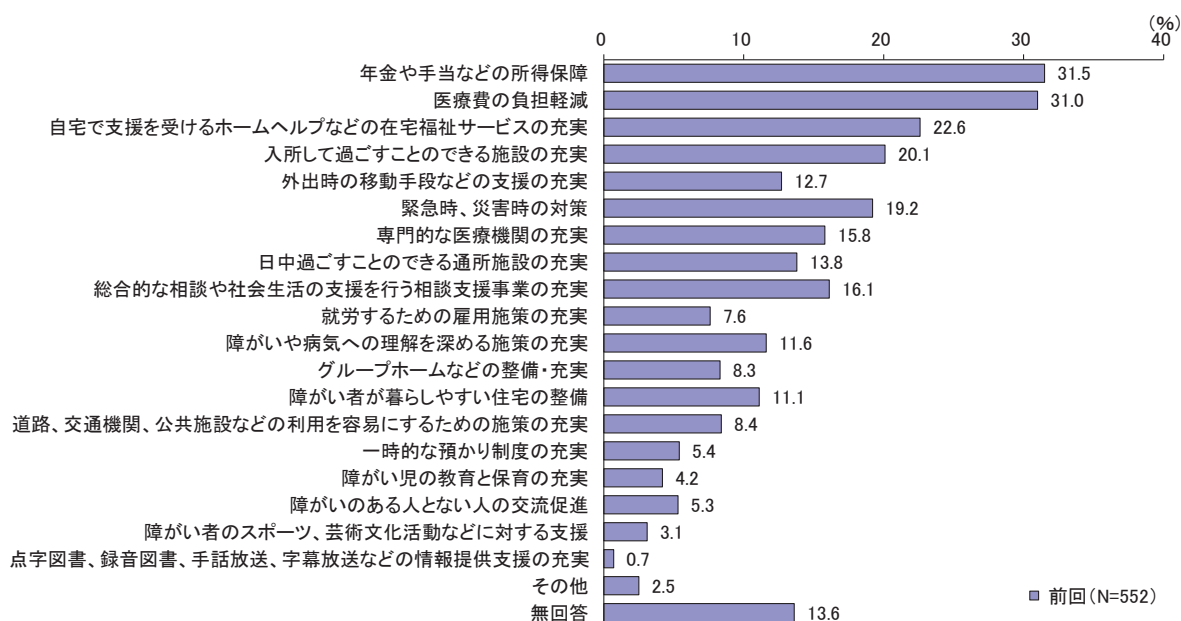
問 38 今後、市が取り組むべき施策として、何が重要だと思いますか。（複数回答）

「年金や手当などの所得保障」が36.2%と最も多く、次いで「医療費の負担軽減」(29.4%)、「自宅で支援を受けるホームヘルプなどの在宅福祉サービスの充実」(25.6%)、「入所して過ごすことのできる施設の充実」(21.2%)などが続いています。



【前回調査結果との比較】

前回調査結果と比較すると、「年金や手当などの所得保障」、「自宅で支援を受けるホームヘルプなどの在宅福祉サービスの充実」、「外出時の移動手段などの支援の充実」などが増えています。



豊後高田市障がい福祉計画（第7期）
豊後高田市障がい児福祉計画（第3期）

発行年月：令和6年3月
発行：豊後高田市
編集：豊後高田市社会福祉課障がい福祉係
住所：大分県豊後高田市是永町39番地3（高田庁舎）
TEL：0978-25-6178(直通)
FAX：0978-22-1033



豊後高田市